

会 議 録 目 次

平成 1 7 年第 1 回海田町議会 2 月定例会（第 3 日目）

平成 1 7 年 2 月 1 0 日（木）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	一 般 質 問	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第 2	第 10 号議案	海田町情報公開条例の制定について・・・・・・・・	5 0
日程第 3	第 11 号議案	海田町個人情報保護条例の制定について・・・・・・・・	5 2
日程第 4	第 12 号議案	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・	5 7
日程第 5	第 13 号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・	5 8
日程第 6	第 14 号議案	海田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	5 9
日程第 7	第 15 号議案	海田町福祉センター設置及び管理条例の制定について	5 9
日程第 8	第 16 号議案	広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・	6 3
日程第 9	第 17 号議案	平成 17 年度海田町一般会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・	6 4
日程第 10	第 18 号議案	平成 17 年度海田町公共下水道事業特別会計予算・・・・・・	6 8
日程第 11	第 19 号議案	平成 17 年度海田町国民健康保険特別会計予算・・・・・・・・	6 9
日程第 12	第 20 号議案	平成 17 年度海田町老人保健特別会計予算・・・・・・・・・・	7 1
日程第 13	第 21 号議案	平成 17 年度海田町介護保険特別会計予算・・・・・・・・・・	7 2
日程第 14	第 22 号議案	平成 17 年度海田町水道事業会計予算・・・・・・・・・・・・・	7 3
日程第 15	発議第 1 号	「定率減税」の廃止を行わないことを求める意見書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	7 5
日程第 16	発議第 2 号	「憲法改悪に反対し、9 条を守る」ことを求める意見書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8
	（散 会）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 1

平成17年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成17年2月8日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 2月10日 (木) 9時00分宣告 (第3日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (20名)

1番	白 築 美 敏	2番	三 浦 裕 豊
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	斎 木 貞 暁	10番	西 山 勝 子
11番	宮 坂 二 郎	12番	河 野 道 昭
13番	崎 本 広 美	14番	原 田 幸 治
15番	住 吉 充	16番	佐 中 十九昭
17番	中 岡 長 一	18番	国 岡 光 明
19番	加 藤 公	20番	前 田 勝 男

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (20名)

1番	白 築 美 敏	2番	三 浦 裕 豊
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	斎 木 貞 暁	10番	西 山 勝 子
11番	宮 坂 二 郎	12番	河 野 道 昭
13番	崎 本 広 美	14番	原 田 幸 治

15番 住 吉 充
17番 中 岡 長 一
19番 加 藤 公

16番 佐 中 十九昭
18番 国 岡 光 明
20番 前 田 勝 男

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|--------------------------|-----------|
| 町 長 | 山 岡 寛 次 |
| 企 画 部 長 | 池 乃 本 和 弘 |
| 総 務 部 長 | 山 本 義 彦 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 上 條 正 弘 |
| 参 事 (行政改革推進担当) | 富 田 征 |
| 建 設 部 次 長 | 児 玉 正 克 |
| 行 政 改 革 推 進 課 長 | 西 本 徹 郎 |
| 財 政 課 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 長 | 窪 地 満 |
| 地 域 振 興 課 長 | 臼 井 真 |
| 税 務 課 長 | 永 海 房 雄 |
| 住 民 課 長 | 貝 原 陽 子 |
| 福 祉 課 長 | 植 野 敏 彦 |
| 高 齢 福 祉 課 長 | 上 村 直 樹 |
| 都 市 整 備 課 長 | 畠 山 隆 |
| 海 田 市 駅 周 辺
まちづくり事務所長 | 青 木 基 秀 |
| 教 育 課 長 | 正 木 洋 |
| 教 育 部 長 | 中 野 潔 |
| 学 校 教 育 課 長 | 槇 根 君 夫 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 佐々木 正 子 |
| 上 下 水 道 部 長 | 木 原 正 博 |
| 庶 務 課 長 | 新 浜 憲 治 |

水 道 課 長 因 幡 貞 男

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純 |
| 次 長 | 濱 吉 計 守 |
| 主 査 | 中 下 義 博 |

10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第10号議案 海田町情報公開条例の制定について

日程第3 第11号議案 海田町個人情報保護条例の制定について

日程第4 第12号議案 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第13号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 第14号議案 海田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について

日程第7 第15号議案 海田町福祉センター設置及び管理条例の制定について

日程第8 第16号議案 広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 第17号議案 平成17年度海田町一般会計予算

日程第10 第18号議案 平成17年度海田町公共下水道事業特別会計予算

日程第11 第19号議案 平成17年度海田町国民健康保険特別会計予算

日程第12 第20号議案 平成17年度海田町老人保健特別会計予算

日程第13 第21号議案 平成17年度海田町介護保険特別会計予算

日程第14 第22号議案 平成17年度海田町水道事業会計予算

日程第15 発議第1号 「定率減税」の廃止を行わないことを求める意見書（案）

日程第16 発議第2号 「憲法改悪に反対し、9条を守る」ことを求める意見書（案）

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（前田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は20名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第16に至るものでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第1、昨日に引続き一般質問を続行いたします。9番、斎木君。

○9番（斎木）海田町の行政改革について。私はいつも長岡藩の米百俵の精神で取り組んでもらいたいという観点に立って質問させていただきます。先に、昨日までに3人の議員の方がおっしゃったことを初めに申し述べたいと思います。私は常時備えておりますことが、崎本議員が、我々は20人を18人にし、16人に血のにじむような思いで減員したと。全くそうじゃった。激論があったと思うんですが。それに対して山岡町長さんは、職員あたりの希望退職を募って対応されたらどうだろうかと。私もこれは同感でございます。次に、中岡議員が活性化委員会のことに触れられたと思うんですが、私も疑問を持った者の1人でございますが、非常にすばらしい、これは当然やらなきゃならんですが、我々議員が日夜一生懸命に行政改革を唱え、努力、研究をしておると思うんですが、それで、私は月に1回に委員会をやって定例的にやれば、町長さんに出席してもらって、幹部、首脳部にいろいろな問題の意見が出ると思うんです。だから、議会で徹底的に行政改革の問題を話し合って、そしてその案を活性化委員会に出していただければいいんですが、広島市の秋葉市長が大阪とか東京とか広島の大学教授に、そういう合理化案をやって議会の反発を受けて大変な新聞紙上でのことも起きたんですから。そこらを町長さんもよく注意されて、あるいはよく考えられてお願いしたと思います。次に、桑原議員が調査されて、今まで、内田課長ね、私は何度か職員定数のことについて質問して、減らさなきゃいけないと言うと、現在230名になりましたと。なぜそのときに、しかし、パートと臨時職員の方が何人おられますということを、わしは恥ずかしながら勉強不足で、桑原議員の質問に対して初めて120名前後おられるということがわかったわけです。そこらが、内田課長、あんたは頭がええけん、財政を握っておるんだが、もっと親切に答弁しなきゃいけないよ。その点は私は非常に不快感を持っておりますので、質問の初めに意見として言っておきたいと思います。

私は同じ理論を、同じことを、ばかか気違いのように言われてもしようがない、同じ

ことを議会で質問して繰り返し繰り返しやりよるんです。それで、いつものことですが、民間団体の補助金を削る場合においては、昨日も10%カットして、そして公用車を廃止したと。非常にこれはすばらしい。わずかな費用ですが、町民に対しても我々に対しても、金額は少ないけれども、そういうことでみんながまた引き締まるんじゃないかと思うんです。これは就任と同時に決断されて、私はすばらしいことじゃったと思うんです。それで、先ほど申しましたように、民間団体の補助金を切るのなら、中岡議員も横浜の中田市長は私もよく知っておりますが、40%カットしたと。職員については私もよくわからんです、横浜市。そのように、やっぱり議員や町長や幹部は幾らかの給与カットをしなければ申し訳ないんじゃないか、このように思って、もちろん教育委員会にしろ農業委員会にしろ、当然わずかでも10%でも何ぼでもカットして対応されるべきじゃないかと思います。これについて再度、私は町長さんのご答弁と考え方をお願いしたいと思います。

私は佐中議員さんがいつも言われることをまねて言うんですが、海田町の人口は3万弱になりましたよね。しかし、まちは狭く、非常に行政の効率はいいんですよ。それで、よく町長さんや内田課長が財政が厳しいと言うことがありますが、海田町が財政が厳しければ、全国のまちはどうなるんだろうかと。私は十二分にあるんじゃないかと思うんです。府中町に次いで2番目の財政、この間、中国新聞を見ますと、指数がわずかでも海田町はいいんですよ。それはいろいろ内容は問題がありますが、いつも佐中議員の言葉を聞きますと、財政は広島県で府中町に次いで2番目だということで、私は全くそうだろうと。こういうことを考えております。その点について、私は、内田課長が厳しい、厳しいと言うが、厳しゅうない。すばらしい海田町の財政だと思う。要は経費節減をやらないんだよ。放漫経営がずっと続いておると。こういう点は、先ほど述べたようなことでありまして、現在の職員を3分の1ぐらい削減すべきですが、公務員法によって、希望退職以外は、崎本議員がおっしゃったように、とるべき道はないんです。「あんた、やめんさい」と言うわけにはいかんと思う。それで、幹部の方もいろいろな、議会の定数減から考えて、時代の流れから考えて、知事も、この前申しましたように、5年間で2,700人ほど県の職員を削減するということも皆さん方はよく知っておられるわけです。

私がいつも言うように、これは財政課長か総務部長かでいいと思うんですが、2回目の意見ですが、職員が清掃をやると年間、よくわかりませんので、どのくらいの節減に

なるか。それじゃ外部委託した方がええよということにもなるし。しかし、その精神が全般町民にわたってその効果は大変な莫大な効果があるんじゃないか、こういうふうに感じておりますので、外部委託すればどうなのかと。各議員さんがいわゆる外部委託、アウトソーシングについて質問されますが、私は例えばふるさと館あたりは民間の知恵を導入すれば非常に、ふるさと館についてはすばらしい場所に建てられ、なくてはならない海田町の1つの大きな、昔のいろいろふるさとについてもこれはすばらしいんです。それが十二分に、親方日の丸の公務員感覚でおやりになるから、これはだめなんです。アウトソーシングについても考えていただきたいということは前回の12月定例会もその前も申し述べたが、一向に目に見えてあらわれない。これは教育委員会の所管になるかどうか知らんが、その点についての質問をしますので、お答え願いたいと思います。

そして、行政改革について、町長さんは就任1年3カ月ぐらいになる。8月21日の合併はもうできないんです。今さら町長さんの任期の2年余りで、秋葉市長さん、合併したいということはいかれないし、私は町会議員の4年後の任期か、あるいは町長さんがもう一遍やられて7年後になるか、いずれ早く合併しなきゃいけないんですが、なかなかそのタイミングがない。私は7年後の目標を立てて、どうせ合併しなきゃいけないから、隣の府中町、熊野町、坂町と一緒に行って、物が言える対等合併にいかなきゃならんんじゃないかと考えますので、その点について町長の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、農業問題について中岡議員さんが、農業委員会は要らんのではないかと。私は今日、2月1日の日経新聞に、農業委員会は今後なくてはならんということは、耕作者農地を第三者に貸しをすると。株式会社でもね。それは、農業委員会がそういうものを主体的に町長と一緒にやってやりなさいというふうに書いてあるんです。そして、私の持論ですが、昔は皆、農業で日本の文化も成り立った。農業文化がね。農業なくして都市型農業が家庭菜園をつくって、今はどうですか、野球じゃ、サッカーじゃ、ヨンさんじゃというて。やっぱり日曜には家庭菜園で、昔のお父さん、お母さん、おじいさんが苦勞されたこの農。私は施政方針で言いましたように、今、日本の農産物は40%です。私は60%にしなければいけないという根拠はわからんが、マスコミや農水省は40%に自給率を持っていかなきゃいけないと。先ほども言いましたように、都市型の海田町の町民もせめて家庭菜園を拡大して、そういう農に親しむ、農村文化、田舎文化に親しむものでなけりゃいけないと。そういうことについて、昨日は町長さんが明解なる答弁をされたと思うんです。その点について再度お願いしたいと思います。

それから、海田町の役場新築について佐中議員が質問されて、前の12月議会でもその前にも質問しておるわけです。JRと早く交渉して、身体障害者のトイレも狭いし、エレベーターもないし、身体障害者は傍聴できないしということを唱えておるわけですが、これは町長の勇断と決断で調査費も組んでおられると思いますが、やっぱり私は勇断と決断に感謝したい、このように思っておるわけでございます。

それから、斎木は気がおかしゅうなっておるんじゃ、また言うたと言うて、町長さんもだめだ、だめだとおっしゃるが、先ほどの農に親しむということで、私は絵をかいて西の谷の開発、いわゆる小農業公園をやっておるわけです。それはやっぱりトイレがあって、駐車場があって、きれいな、今、庭先にも果物の成るフルーツ公園とか、薬草が今繁盛しておる、家庭菜園とか。どうせ7年の計画で、あと6年ぐらいしたら下まで10億の予算で町長が勇断と決断をもって、いわゆる町道6号線を8メートルでおやりになるという決断をされたんですから。東が物すごく運動公園その他で発展しておるんです。しかし、教育委員会ね、あの運動公園は利用者が多いかと思うと、地元の海田町は20%ぐらい。皆、広島市内からおいでになるんですから。それはそれでいいと思うんですが、やはり西の谷の開発を、絵だけ町長さんにかいてもろうて、将来の海田町、7年間は合併できるんですから。そういう点を私は再度、気がおかしいぐらいに迫っておるわけですが、お答え願いたいと思います。

それから、これも再々ですが、言わなきゃならん。言うておると、いつかは実現するんですよ。あれを。そのように私は言い続けておるわけです。何か実現するだろうと。こういう信念を持ってまた言うわけですが、やっぱり文化ホールについても、3万500人おった海田町がなぜ今までできなんでしょうかと。千代田町へ行ってみなさい。何十年も前にホールがあるんです、1万の人口で。それは教育長、あれはできませんと言うて。鉢巻きをして必勝の信念を持って、正木教育長、町長や議会に頼んで。それをできません、できませんと言う。教育部長、あんたも故加藤町長のときには中野町長と言われたぐらいじゃが。皆、答弁を正木教育長にとられて。ちょっとはあんたも言わせてもらえ。そういうふうに敏腕を振るった中野部長が静かにそこへ座っておるだけじゃつまらんど、教育部長として。そういう点もよくお願いしまして、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、施政方針のときに申し上げた、ガス会社に、時がおりたら話してみると。私は、あんたの施政方針の中で、恥ずかしい、海田湾を見てみなさいや。大きな海田町が私企業に皆とられて、船の着き場もないんよ。私は質問書に書いておりますが、カキ



業者も船越の瀬野川の土手をみんな占拠されておりますが、海田湾もカキの殻で、よそからどんどん持ってきてことになる。せめてあそこに海田港ぐらいつくって。ガス会社は廿日市へ移転したんだから、分けてもらって譲ってもらって購入して、本当に海田町の港がつけば、あれだけの工業地帯でも、湾に面しておる工場はええかもわからんが、やはりもっと発展するんじゃないかと。これは町長さんの最大の姿勢として取り組んでもらわなきゃいけん。恥ずかしいことはないか。この近辺に港がないところは1つもない。私も27から町会議員をしておりますが、当時は、工場が来た、ええのう、ええのうと言いつつ、将来のことは一つも考えておらんと思う、当時の町会議員は。恥ずかしいと私も思うんです。そういう点で、まさかあれだけカキ殻が占領するとは思わんから。きちっと残してあるんですよ。カキ業者が明神さんのお宮ぐらい修理してくれと言ってみいや、町長さん。船越じゃけん、わしは知らんと言われるかもわからんが。皆占拠しておるんじゃ。そういう点も、どうかガス会社の一部を分けてもらってカキ業者の問題に対応していただきたい。明神さんの修復ぐらいせんと、海田町の恥ですよ。草ぼうぼうで斜めになっておる。それが海田町の山岡町長の行政区域の中にあるということは、町長さん、よろしゅうお願いしたいと思う。

次に、質問を撤回したいことがあることは、海田市駅の駐輪場について、いつもわしは言っておるんです。しかし、今回は岡田議員さんが質問されておるので、質問事項が多いので、これは撤回して、私も議員はこれが最後だから、もうこの問題には終止符を打つと思うんじやが、宗平さんとひざを突き合わせてやられたらどうじゃろうかと。あれにはあれの言い分もあるんじやろうと思います、私は。そういう点をお願いしたいと思います。

次に、東海田新駅について。私も議員をしておりましたから。400万の予算が前加藤町長さんの時代に組まれて、東京の方のコンサルタントにお願いしたと。そうしたら40億が要るじゃどうじゃこうじゃということは又聞き之又聞きをしておるんじやが、そういうことでも、自治会長を集められて、地域のを集められて、こうこうこうだと言う親切さも何もない。どこの倉庫か蔵の中へしもうてある。400万の大金が何ぼ要ったか知りませんが。そういう行政でいいんですかと言うんです。私はその点を再度、再度、再度問いただしたい、こういうことです。

私も桑原さんの調査に対して、次は志木市の例をまた述べるんですが、120名前後のパートの方は給料が要るんです。160人が今ごろは100人になって、視察も行かれたと思う

が、ボランティア100人ぐらいでおやりになっておる。これは給料が要らないんですよ。そこらの行政改革を、合理化とかをやってもらいたいと思う。あそこも定年退職の希望と自然減で20年後に半分じゃと言うけん、これは夢のまた夢かも知れませんが、我々もそういう夢を想定してやっていただかなきゃいけないんじゃないかと思います。

それと、海田町の、今、新聞紙上で、長野県がトップであります、1・2年生の30人学級ということがどんどん報じられておるんです。これは町民の負担も要ると思うが。そのような時代の流れとして、海田町も4つの小学校があるんです。30人学級を、追加予算でも予算修正してでも17年度から実施する気持ちはないだろうかと。昔から広島県は教育県と言われておるが、子ども心に、海田町はそれ以前から子どもの教育に対しては熱心であったというふうに思っております。

それから、行政改革の問題点に10番としてまた入りますが、広島市の合併は、先ほど申しましたように、当面できませんのですが、福祉、医療、教育についての質問をします。今ごろ女性起業家時代といいまして、海田町に生き生きした女性が増えてほしいと思っておる。教育委員会の仕事や町長部局もですが。男女ともどもお互いに思いやりがあれば、町はそれに対して親身になって応援していただきたい、こう思います。働く人々が疲れかえって家へ帰ってリラックスできる町にするためには、体のぐあいが悪い方とか、お年寄り、様々な問題を抱えておられる方をしっかり守っていただきたい。そして、問題を抱えておられる方はたくさんおられると思うんです。身体障害者の方でもそうです。以上のことについて町長さんの具体的な対策を示してほしいと思います。

次に、徹底した情報提供をお願いしたいと思います。お互いに町民も皆さん方もともに共有しなきゃならんと思うんですが、あらゆる集まりの中でまちや生活をよくする話し合いを自由に行うような機会を、今でもあります、もっと多くしてもらいたいと思います。あらゆる分野の人々が交流する場をつくっていただいて、まちの情報を共有したらどうだろうかと思います。子どもから高齢者まで交流してくつろげる文化サロンとして、図書館がありますよね。ひまわりプラザという立派なものも建てておられる。そこを、本当にあのひまわりプラザへ行きますと、1階が交流の場になっておる。図書館もそういうふうに充実されて交流の場にしていきたい。町長さんはどう思われるだろうか。そして、文化ホールができたなら、大学の講座が海田の文化ホールでやれるとか、あるいは医師会の学会の発表を誘致することができるかという問題で、具体的な対策を示してほしいと思います。

次に、交流産業の育成ですが、1,000万の予算を、言葉が適切じゃありませんが、商工会に丸投げしているんです。それじゃ、町長さんとしても、何ぼ呼ばれて聞かれても、施政方針のときに言うように、それじゃ、商工会の会長とか指導員を予算委員会に出して説明を受けるべきじゃないかと思うんです。そういうことで、やっぱり工場や商業や農業の方が話す機会、交流の機会を設けて、商業、農業、工業一体となって産業振興を図っていただかにゃならんのですが、それについてどのようなご計画を持っておられるだろうか、それについてお尋ねします。

何か知らんが、工場地帯へ行きますと、あいたところにまたよそが入ってきれいになっておりますが、やっぱり何か、工場の方にも責任があるんじやが、道路を通るところのへんぴなところに草が生えておる。あそこをもっと工場振興のために、海田湾ができたなら、港ができたならもっとよくなるんじゃないかと思いますが、それを徹底的に工場と話し合っているいろいろ海田町の工業振興に、あそこだけじゃありませんが、やってもらわなきゃならんと思います。

同時に、東広島バイパスがどんどん完成間近になっておりますが、この前もどなたか議員が、道を車いすとか自動三輪車とか、危険のないような歩道的なものを計画的につくったらどうか、こういうふうな意見もあったようですが、再度私が、高齢者や自動三輪車や、そういう歩いても危険のないように、ますます自動車が増えるんですから、そういう点もどのようにお考えになっておるだろうかと。

議員さんの質問に再々ありました、災害のときに総合公園や学校、福祉施設などが有効に機能するよう管理システムは、他の議員が質問されたから、再度簡単に危機管理システムをお知らせ願いたい。

それから、ITの活用でございますが、行政運営や産業、教育など、それぞれの分野で教職員が住民の力を生かしてITを活用しなければならないと思いますが、町長はどのように考えておられるか。今もITの講習が商工会なり町当局もどんどん設けてやっておりますが、だれでも使えるようなコンピュータをつくり、ITによって海田町の情報化を進めなければならんと思いますが、今でも努力しておりますが、あわせてご答弁願いたい。

それから、海田町はどんどん個人商店が閉店して、売り上げが伸びんからやめていかれるんです。悲惨な状況があると思います。私は今度町長さんがご計画になられた、早く千葉倉庫のところを開発したいなら、海田町のあの商店街に行けば何でもあるよ、珍

しいものがあるよというような個性ある商店街を、商工会や皆さんとタイアップして、そういう大きなショッピングセンターでなしに専門的な、海田町へ行ったらそういう専門店があるぞということについてのお考えを聞かせてもらいたいと思います。

次に、日経新聞で見たんですが、東京都が総務省の固定資産税の改正で65%減に固定資産税を下げるというんです。それで、海田町もそれに倣って、広島市はどうかわかりませんが、都全体で160億あるそうですね、その金額が。日経新聞で見たんですが。固定資産税に対する不満が非常に多いんです。そういう点についての、東京都を見習って、あるいは県の指導も要るかもわかりませんが、実行してもらいたいと思うが、そこらについて、どうでしょうか。

17番目に書いてある教育委員会の問題で、私もここに出雲の西尾市長の講演も受けて研修も受けております。質問の事項は、教育委員会制度の改革ということですね。長年40年も50年もアメリカを倣って教育委員会というものを設けて、私も一番初めのときに、20何歳のときに広島県の一番若い教育委員であった。しかし、長年の制度疲労で、今、市長会あたりで、教育委員会は学校教育だけにして、スポーツとか公民館活動は町長部局でやるべきだということを唱えているんです。スポーツぐらいは町長さん、あなたの指揮下にやるべきだと思う。教育委員会は学校だけにすればいいんです、縮小して。そういうことが今、全国の市長会で唱えられているんですが、私は社会教育活動あたりは町長部局が担当すべきであると思うんです。その点について町長とか教育委員会のご答弁をお願いします。

それから、身体障害者対策はわしも2度目じゃろうと思うんですが、社会福祉協議会に補助金を丸投げしている。町長部局の直轄にしてもらいたい。何もかも社会福祉協議会で別の建物の部屋でそういうことをやるより、町長部局に直轄にしてもらいたいと思うが、その点はどういうふうになっておるのか。

それから、昨日の新聞には国家公務員、16億か何ぼか予算を組んで、広島市もどんどん問題が出よる。やみ退職金とかカラ出張とか、大阪市の公費支出で、私も、大阪の食い倒れではないが、公金の食い倒れだと表現しておりますが。そこらについて、カラ残業、海田町にはないと思いますが、失礼な質問かも知れませんが、町長さん、海田町にはそういうことはないと思っておるわけでございます。その点についてお答えを願いたいと思います。そういうことで、私の質問は終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡） それでは、斎木議員の質問の４点目、９点目、１５点目につきましては教育委員会から、それ以外につきましては私の方から答弁をさせていただきます。

職員等の研修につきましては、厳しい財政状況の中で必要最小限にとどめたいと考えております。また、先ほどいろいろ例を挙げて説明いただきましたが、海田町におきましても行財政改革への取り組みから、埼玉県志木市、滋賀県守山市、神奈川県逗子市、福岡県春日市及び佐賀県唐津市の方に研修に行かせております。職員の給料につきましては、国において見直しを行っておりますが、それを踏まえ検討したいと考えております。また、非常勤職員の報酬につきましては、今後の行財政改革大綱の中で、見直しすべきものは見直したいと考えております。広島県市町村職員退職手当組合に加入しておりますので、単独で支給率を下げることはできないことになっております。次に、昨日も退職の予定人数につきましては総務の方から答弁しておりますので、省かせていただきます。

次に、庁舎の清掃問題でございますが、これは平成１１年度から、職員でできるものは職員でやる財政効果として約２００万円の予算が節減されて、今日１６年度末までの６年間で約１，２００万円の節減をしている状況でございます。

ふるさと館のアウトソーシングの問題でございますが、確かにおっしゃるように、そういう施設がたくさんございます。そうした中で、海田町におきましても約３０カ所余りの施設がございます。管理運営形態の検討の中で、今回の行革の中で指定管理者制度導入に関する年次計画を策定してやっていきたい、こういうふうに考えております。

次に、行政改革の取り組み姿勢でございますが、自治体の自己決定、自己責任の時代の到来という意味で、地方分権時代がいよいよ本格的に実現の段階に入っておりますので、そのような形の中から、行政と住民の皆さんとで協働する、活力に満ちたまちづくりを推進していくために行政運営システムを抜本的に見直し、新しいシステムの構築を図り、スリムで効率的な行政運営を目指して行革に取り組みます。

次に、農業の育成でございますが、昨日も農業問題もいろいろ出ておりましたが、農業におきましても地産地消に取り組んでＪＡ安芸とともに考えていきたい、こういうように思っておりますが、当面、海田町といたしましては、農業経験のない方々に少しでも土になじんでいただくためにレジャー農園を引続いて継続してやっていきたい、こういうふうに考えております。

次に、助役の選任でございますが、昨年12月でも答弁いたしましたように、今後早い時期に選任の同意をお願いしたいと考えております。また、収入役におきましては、行財政改革の一環として兼務するように思っております。海田市駅南口まちづくり事務所につきましては、昨日答弁したとおりでございます。

次に、連続立体交差の問題も、昨日、佐中議員からもいろいろありましたが、12月議会も含めて、新庁舎の問題を含めて今回の予算計上して前向きに検討していきたい、こういうように考えております。

次に、三迫地区への農業公園の問題、たびたびということで斎木議員からの指摘がございますが、とにかく6号線の改修が一番。それ以後、順次、そういう計画ができれば、その時点で考えていきたい、こういうふうに考えております。

それから、海田湾の問題でございますが、確かに昭和30年代に、当時、企業誘致を先行されて海田町の行政をやられた結果が今日こういう結果になったと私も十分に認識しておりますが、現在、ガス会社の用地でございますので、ガス会社に対して取り組みをして、お願いにも行ってみたい。また、明神神社の修理につきましては、政教分離の原則から、町でやることはできない、こういうふうに考えております。

次に、駅前駐輪場の件につきましては、これを削除されましたので、答弁は差し控えさせていただきます。

東海田新駅の問題でございますが、確かにいろいろと皆さん方の要望はあると思いますが、期成同盟会でもつくってやると。ぜひやっていただいて、それによって十分な説明と、皆さんが熟成すれば、これをやっていきたいと、こういうふうに考えております。

埼玉県志木市の合理化対策の質問でございますが、確かに各自治体では大きな行政改革がうねりを上げてやっております。地域的な問題もございますが、職員の採用を最小限にとどめ、公共施設の指定管理者制度を含めて、臨時・嘱託職員の活用をし、全体として職員数の削減ができるよう検討してまいりたいと思っております。

広島市との合併の目標を7年後ということなんですが、私は現時点にはそのような考えは持っておりませんし、引続き全力を挙げて単独町政を維持してまいりたいと思っております。そのためにも行財政改革を積極的に進め、第3次総合基本計画を見直し、持続性のある新しい海田町、3万町民の皆さんが「住んでよかった」と言うまちづくりに邁進したい、こういうふうに考えております。現在、タウンミーティングとか町活性化委員会などを通じて住民の皆さんの意見を町政に反映するように努めております。今後

とも、より一層情報の共有化を図って、住民と協働することをやっていきたいと思っています。

次に、交流の問題でございますが、確かに海田町の活性化は産業、工業の発展がないとできないということは私も十分思っておりますが、商工会との連携を含めて、より一層まちの活性化に頑張るつもりでございます。

次に、工業のまちづくりでございますが、当時の工業誘致の条件とかなりまちの様相が変わったように私としては受けとめております。現在、ほとんどの工場も大きく、敷地もかなりないと工業経営が難しいということで、町内から離れていく現状があるというふうに思っておりますが、道路等の整備は新設や改良におきましても地域に相応したまちづくり、整備をやっていきたい、こういうふうに考えております。

情報通信技術の問題でございますが、先進の自治体ではＩＴ環境を駆使されまして新しい情報を町民とか市民にどんどん情報公開をしている現実がございます。電子会議室とかインターネット、職員の意見交換を通じて行政運営に反映していくのが今のＩＴ時代の使命と思っておりますが、内部事務の効率化を含め、電子自治体の構築は次代を担うキーワードとして重要な施策と認識しておりますので、システムのバージョンアップを図るなど、電子自治体の構築に向け積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

海田町の商店街の問題でございますが、確かに昔と比べたら今はかなりシャッター通りのような形とか、だんだん駐車場に変わったというのが現状でございますが、いかにしたら海田町が活性化するという問題につきましても、商工会を含めて地域を挙げての問題じゃないかと思しますので、この問題につきましても商工会と連携を密にしながら協働体制をとっていききたい、こういうふうに考えております。

固定資産税を東京都のようだというお話でございますが、確かに東京都の世帯と我々の自治体とはかなり大きく開いております。それを即ち海田町に取り入れるという問題につきましてもかなりの検討と研究が必要じゃないかと思しますので、いましばらくその様相を見てみたい、こういうふうに考えております。

現在の教育委員会の問題でございますが、確かに教育分野において教育委員会は一生懸命やっただいておるんでございますが、そういう中におきまして、教育委員会で行っているスポーツ・公民館活動などの生涯学習活動は教育行政全般の中で学校教育とともに大きな柱でございますので、現在十分機能していると思ひますし、教育委員会の所管する事務を見直す予定は今のところ考えておりません。

次に、障害者対策の問題でございますが、福祉課において、障害者の施策として支援費制度をはじめ、補装具、日常生活用具の支給等の事業を行っており、社会福祉協議会に委託等は行っておりません。

大阪市での課長補佐に対する管理職手当等の支給に関する問題がありましたが、本町では給与の各種手当の支給につきましては、条例・規則に基づき適正に行っております。また、退職手当金は広島県市町村職員退職手当組合で、年金は広島県市町村職員共済組合で、それぞれ規定に基づいて支給させていただいております。

それでは、4点目、9点目、15点目につきましては教育委員会から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田）教育長。

○教育長（正木）それでは、文化ホールのことから。毎たびお答えするわけですが、現在の本町の財政状況等を考えますと、非常に厳しい状態であると言えようがございません。

それから、30人学級なんですけれども、小学校の1・2年生の30人学級ということでございますが、現在、小学校の1・2年生では、4校ございますけれども、ほぼ実質30人学級としての機能をしている。これは、学級が35人を超える場合は広島県の制度で加配措置がございます。これによりまして現在も実質は30人学級を維持しているというところでございます。小学校の低学年というのは、教育の中でも基礎基本を見につける大変重要な時期でございますので、広島県教育委員会とも連携を密にして、今後とも30人学級の維持をしてまいりたいと思います。

それから、図書館のことでございますが、本町の図書館は開館以来、予想を超えるような利用者がございまして、全国でもトップレベルの貸し出し数を誇っております。閲覧室が手狭になって、くつろぎの空間が持ちにくいという課題を解決するために、平成15年度に施設の整備事業を実施いたしまして改善いたしました。新しくなりました閲覧室は、ご覧になったかと思えますけれども、ゆっくり読書を楽しむことができるよう机やソファを配置し、子どもがくつろげるようなスペースも設置しております。利用者が豊かな時間を過ごすことができるようになったと思っております。今後も地域の図書館として一層充実したものになりたいと思っております。

○議長（前田）斎木君。

○9番（斎木）仮称ですが、東海田新駅についての再質問をいたしたいと思うんですが、



町長さんね、400万を皆使われたのか、我々は40億とかどうとかということをや聞きしておりますが、なぜ公開してもらって自治会あたりで説明してもらえんのだろうか。今わかる範囲内で、どこの倉庫や引き出しへ入れておるのか。400万という大金の予算を組まれて。その点の再質問をしたいと思います。

○議長（前田）企画部長。

○企画部長（池乃本）以前からお答えしておるとおりでございますが、私どもの方は400万の予算を組ませていただいて、端数まではわかりませんが、300万ぐらいで落札したと思います。八千代エンジニアリングで調査をいたしました。これは私どもで保管しております。これにつきましての説明でございますが、以前から申し上げておりますように、地域の方々の方からご要望があれば、いつでもご説明させていただきたい、こういうふうに思っております。

○議長（前田）斎木君。

○9番（斎木）説明があれば、町長さんの答弁もいただいたんですが、期成同盟会をつくれればいつでも応援するよという温かい言葉を12月にいただいておりますから、部長さんね、説明しましょうかという働きかけぐらいはね。「用事があれば言え。いつでも来るよ」という公務員感覚の形でなしに、300万でやってあるから集まってもらえんじやろうかと近隣自治会長にでもお願いしたいと。その点はどうか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）これは我々も前向きに考えておりますので、こういうことは今、議会でもあったから、地区の自治会さんの連合会の方も改めて、こういう要望があるから、説明をいつでもするからということをお願いしながら会議を開かせていただきたい、こういうふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（前田）斎木君。

○9番（斎木）2番目は、活性化委員会についてはすばらしいアイデアですよ。どこもこれはやっておられるんですが。私はもっと議員さんにやっぱり集まってもらってその説明を、第1回はこうじゃった、ああじゃったと。あなた方の意見も聞きたいということについて町長さん、どうですか。議事録を見に行かにな、やっぱりわからんか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）活性化委員会の説明も総務文教委員会の方をお願いしてさせていただいておりますので、また要望があればいつでもさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（前田）斎木君。

○9番（斎木）じゃ、お願いするが、やっぱり委員会で決まったことは尊重せにゃいけないのですね。だから、全員協議会で、これは要望ですから、議長さん、やっぱり説明してもらいたいということです。

次に、3つ目の質問ですが、私は言うんですよ。地域振興課の課長さんの担当かわかんが、言葉は悪いですが、1,000万丸投げなんです。海田町は伝統的に1,000万も商工会へ出すということで商工会もすばらしい活動ができると思う。広島市は商工会議所にゼロなんです。そして我が道を行くと言うて秋葉市長が、会議所は会議所で商工会がやりなさい、われらはわれらでやるからと言うて、連絡が全然ないんですが、結論は、やはり丸投げではいけないんじゃないかと。十二分に、施政方針にありましたが、商工会と連絡を密にやっておると言うんですが、もう少し町の意向がどのように反映されておるか、担当課長は地域振興課長かね、部長でもええけん、もっと具体的に1,000万の活用というものにどの程度町が関与して。広島市なんかは全部市がやっておる。商店街に対して、あんたらは相手にせんと。連絡が密にないんですが、海田町の実態は、ひとつ部長さんか課長さん、お願いします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）商工会の補助金の問題につきましても、私も以前から、議員のときから、事業補助にしたらどうかということも、今、斎木議員のおっしゃるようなことで提案したこともございます。しかしながら、過去何年かずっとこの形で来ておりまして、今回、予算書を見ていただきましたらわかるように、一律10%ぐらいのカットをさせていただきます。そうした中で、商工会も大変だと思いますけれども、我々もとにかく厳しいんだと。そうした中でそういういろんな状況を判断しながら、青年部も35周年という、この25日に記念行事もある時期でございますので、伝統の中ではぐくまれた今日の商工会のあり方についてまたいろんな立場で協議をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（前田）斎木君。

○9番（斎木）商工会については私も全県下のことをある程度知っておりますが、海田町の商工会は立派な商工会で、商工会としては広島県一の活動をされていることはよくわかっております。そこらの点で、町長部局が、町長さんがもっと掌握されて。要望としてお願いしたいと思います。

次に、文化ホールの再質問をするんですが、正木教育長さん、やはり海田町はいろん

な事情によっておくれておるんだから。教育委員会に任せておるんかしらんが、これは町長も大切なんです、もっと真剣に。9月か何かの定例会で町長さんは前向きに対応すると。今も、ほかのことの質問に対して前向きなご答弁をいただいておりますが。もう少し決意のほどを教育委員会として。3万の人口でこれはおくれておるんですよ、海田文化ホール、多目的ホールについては。もう一つ決意のほどを教育長さん、聞かせてください。お金がない、お金がないと言いつたら、いつまでたってもお金がないんだから。何を重点的にやるかということについて教育長、答弁してください。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）教育委員会はまだその建設のことについては町長部局の方に来るということをご承知をお願いしたいんですが、過去にも私も議員のときに文化ホールの建設委員会なんかをつくりまして、行政視察をいろいろしました経緯がございまして、かなり絵までできて、いろんな設計図までできた経緯がございまして。それがいつの間にかこういうふうな現在になったんですが、確におっしゃるように、3万人の人口にイスを並べて座らにゃいけんようなことは非常に残念なことと思いますが、今の財政状況ではとてもそれに取り組めないで、とにかくいつかの時点で、早いうちにそれに取り組みたい、こういうふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（前田）斎木君。

○9番（斎木）各議員がご質問されたように、やっぱり行政改革を早くやってもらわんと、金がないのは全国どこもないんですから。その中で重点項目として、これは要望ですが、取り上げていただきたいと思います。

次に、助役の問題ですが、収入役と助役さんでおよそ2,000万。だから、よっぽどいい助役さんでないなら私は反対するからね。行政改革もやらずに。いっぱい立派な方がいらっしゃるじゃない。それは、システム、制度として助役というものは一応あるけれども、私は反対しますよ、今の段階で。行政改革をやられてやるならええが、2,000万。あなたが勇断と決断を持ってまちづくりの駅前のあれをやられたが、あれは3,000万ぐらい要と思うんです。議会でも2,000万節減した。崎本さんが言うように。それから、今のもやられれば何人も要りやしませんよ、町長部局へ持っていけば。そのようにやはり助役問題も、立派な部長さん、課長さんらがいらっしゃるんだから、それは要らんと思う。そういう点は慎重に、わしは反対するが、いっぱいかどうか分かりませんが、かなり反対が出るよ。よっぽどええ人でない限りは。それは慎重にやられた方がいいよ。町長さ

んも根回ししてやられるかもわからんが、それは簡単に助役問題は、立派な部長さんや課長さんがいらっしゃるんだから、もうちょっと合理化、行政改革した後に、町長さん、これは要望としてお願いしたいと思います。

次に、最後の質問で、今、教育委員会が図書館も充実して、海田町はそういう点については充実しておると思う。しかし、もっと交流の場に考えてもらって対応してもらいたいと思います。

そういう点を、これで再質問は終わらせてもらいますが、最後にもう一度確認したいことがあるんですが、1,200万の役場の職員が、これは1つの例ですが、1,200万ぐらいとおっしゃったかね、経費が節減ができるというのは。これも大きな問題ですから、お願いしたいと思います。

それから、自治会長が非常に無報酬で努力しておられる、それはそれでええと思うんです。報酬はもらわなくてええと思いますが、自治会の会長の会合を時々おやりになりますが、やっぱり私は各種団体とか自治会長が本当に町行政に積極的に意見を聞かれて、時々町長さんはおやりになりますが、もっともっと二月に1遍、自治会長を集められて、町長の姿勢についての協力をお願いしなきゃいけないと思うんです。そうしたら、まちが活気づくと思うんですよ。その点について、ただ会報を配れ、物を配れと言うて、走り小使だけではだめだと思う。やっぱり自治会長に見識を与えてもらってやってもらいたいんじゃが、町長さんに最後をお願いします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）自治会長さんに限らず、海田町には各種団体がたくさんおられます。そうした方に対していろいろと積極的に私も前向きに取り組んでそういう会を持たせていただいて、いろんな立場からの意見をいただきながら町行政を推進していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（前田）次は、14番、原田君。

○14番（原田）14番、原田です。3点について質問いたします。

1点目の17年度の予算の骨子についてということですが、一般質問の通告の締め切りが1月29日だったと思います。その後に本議会に配付された資料が来ましたので、若干時間的なずれがありますから、一応読み上げさせていただいて、ご答弁いただいた後の再質問でまたお願いしたいと思います。16年12月の定例議会で17年度の一般会計予算の概算枠を75億円程度と聞いておりましたけれども、通年の予算よりも約10%程度削減さ

れると考えられます。この削減の方法についてですが、一応すべての費目について偏ることなく10%程度の削減をされたのか、どこか大きく予算を大胆に削減していかれたのかということを聞くものです。予算委員会が議会開会中にありますので、その場でまた少し審議させていただきたいと思います。

次に、総合公園の管理棟内の調理室についてですけれども、建設ができてもう3年を経過すると考えておりますけれども、飲食の可能な施設を建設したわけですから、この厨房について利用されていないのはなぜなのか。総合公園の入場者の数も年間15万人を超えていると聞いております。早い時期にこれを活用して、ここにお見えになる入園者に対して飲食のサービスの提供ができないのかということを問うものです。

3番目には、道路整備についてお伺いいたします。以前にも一般質問でも出したことがありますけれども、国信1丁目と国信2丁目を連絡する4メートル以上の町道が今ないんです。国道2号より例えば入っていかないと、国信2丁目には車では入れないというような状況があります。その質問を以前したときに、用地について交渉中であるというふうに聞いておりますけれども、その後の結果についてはいかがなっておりますでしょうか。

また、環境センターに接続する道路が単線です。何か事故があれば環境センターにアクセスすることが難しいのですが、どこか迂回路的なものも含めて早期に実現できないか、伺います。

また、三迫3丁目地内の幅員4メートル未満の道路がありますけれども、この町道整備についてはいかがでしょうか。東2丁目地内の町道123号線、この整備の進捗状況はいかがなっておりますでしょうか。

インフラの整備のことですが、第3次海田町総合基本計画も現在練り直しの検討中と聞いておりますが、早期にまとめて17年度中の中でも補正に反映すべきと考えますけれども、いかがでございましょうか。以上、よろしくお願いします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）原田議員の質問にお答えさせていただきますが、まず、17年度予算の骨子でございますが、昨日からいろいろと皆さんからの質問を受けて答弁したとおりでございますが、合併問題に揺れ動いた激動の3年間で多くの事業を実施したことや、三位一体の改革の影響により、これまでにない厳しい財政状況にあることはご承知のとおりでございます。こうした中におきまして、ご指摘の一律10%程度の削減ということではな

く、これまでの合併に向け進めてきた予算編成から、単独町政を維持していくための、本町の財政力に合わせた予算とさせていただいております。

次に、総合公園でございますが、これまでにシルバー人材センターや商工会への打診や、個人飲食店からの問い合わせもありましたが、食堂だけでは経営が成り立たないことで現在に至っております。しかしながら、利用される方々、特に15万人の方に出入りをさせていただくわけですが、飲食のサービス提供は必要なものと考えております。実施につきましては平成17年度に指定管理者制度導入を検討する中で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、国信1丁目と2丁目を連絡する路線(町道84号線など)につきましては、国道2号線東広島バイパスの側道等として改良された区間は幅員4メートルが確保されたところですが、残る区間の約20メートルにつきましては、現在のところ、地権者の協力が得られておりません。

2点目の三迫3丁目の町道整備につきましては現在、地域の幹線道路である町道6号線の整備に取り組んでおります。町道6号線につながる町道路線につきましては、現下の財政状況を踏まえると、区間としての改良は当面難しいことから、地権者の協力が得られれば待避所等の整備を検討してまいりたいと考えております。

次の町道123号線の整備につきましては、当路線が、県が施工する砂防ダムの工事用道路の候補となっていることから、工事用道路整備により狭隘区間の解消が図られるよう、県に働きかけてまいりたいと考えております。

4点目の道路整備計画の第3次海田町総合基本計画への反映につきましては、財政健全化計画等との整合を図りながら、早期に整備効果が発揮されるよう、事業箇所の重点化をするとともに、補助事業の積極的な導入を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長(前田)原田君。

○14番(原田)17年度の予算の概要というのを資料21で配っていただいて、その中を見ると、増額もあれば減額もある。減額の方がはっきり多いのはわかります。17年度の予算そのもの、今、町長が言われたように、合併の方向で進んでいた部分をもとに修正するには当分の時間がかかるような気もするんです。131億の負債を抱えながらですから。そうすると、その中で1点、これはどうも私は気に入らないというのがあります。というのは、公民館の講座の中で青少年健全育成については町長の施政方針の中にありまし

た。健全な青少年の育成については努めていきたいということだったんですが、概要の33ページかな、「公民館主催講座の自主講座への転換」とあるんです。これも意味はわかります。講座は皆さんで自主的にやって運営しましょうということでしょうが、実は公民館の方から青少年育成講座に関して連絡がありまして、17年度からは講師の謝金をゼロにしますよと。できれば段階的な措置をお願いしたいというのがあるんです。というのが、全部で17講座ありました。東公民館が7、海田公民館が10講座。これについて、以前にも半額にされた経緯があるわけです。いきなりというのがちょっと、運営をしている保護者の方々も全部講師謝礼にはお渡しするけれども、講師の方から子どもたちのためにまたキャンプであるとか、例えば6年生が今度卒業するとかというときに記念品の方へ全部振り替えていただいておりますということなので、いきなりゼロにされたら今度は月々のいただく、月謝という言葉がいいかどうかわかりませんが、それへの負担をはね返させるようであるということもありますので、ここはご一考いただきたいというのがあるんです。その点が1点。

それから、今、総合公園の管理棟の話の中で、管理者を指定する制度のことでありましたけれども、17年度に検討に入られるということになると、指定管理者制度で公募をされると思うんです。公募をされると、今度は業者というか、受けていただく方を決める。条例をまず議会で作って上程して可決をしてという運びが要ると思いますけれども、今度、民間の方が受けられるとなると、じゃ、この今の制度でいけば、今度はその業者の方の中へどなたか、例えばやってみようかなという方が入っていけるチャンスがあるのかどうかというのが懸念されるんですね。もう全部うちで取り仕切るから、あんまり口を出さなくてくれということになるのかどうか。指標がありますね、そういう募集をされるときに。その辺について、今、研究されると言われたので、まとまってはおりんと思いますけれども、概要がわかれば教えていただきたいと思います。

道路整備についてですけれども、国信1丁目と2丁目の分は、確かに言われるように、バイパスの側道として4メートル整備されたところは出ていますが、2号線を右折して、たなかというお店のところから入ってくるんですが、右折路線がありませんのでね、あそこは。そこらの安全を図っていただきたいというのが1つなんです。これは2号線の改良ということになると、国交省あたりもなかなかうんと言わんとは思いますが、どちらかの策を講じていただけるような方向をとっていただきたいなと思います。もうすぐ我々も議会議員の選挙をやるんですが、あそこへ車を並べて右折ということになる

と、非常に危ない箇所ではありますのでね。もちろんそこへ住まれておる住民さんもそうです。

(発言する者あり)

○14番(原田) やじが飛びよるんですが、議長、ちょっと整理していただければと思います。

それと、三迫3丁目は、これはほとんどがいわゆる市街化区域にされておられるところで、広い土地をお持ちの方が結構いらっしゃるんですが、固定資産税を同じように納めながら、なかなか道路がついていないというご不満があられる方が結構いらっしゃいました。地元さんの話で言うと、例えば用地について、工事していただければ寄附はしてもいいですよというようなことも出ているんです。ただ、100%じゃないですけども、その辺も含めて、4メートルの道路にするのに寄附をいただきながら進めていったらどうかという気もします。ある箇所については、水路へ張り出しをしながら、水路の断面を狭くしながら道路として今機能しているところもありますけれども、離合ができないということもありますのでね。ただ、じゃ、家が何軒あるかと言われると、費用対効果の話も出ると思いますが、6号線の進捗状況も見ながら進めていっていただきたいんですが、その辺はいかがでしょうか。以上です。

○議長(前田) 参事。

○参事(行政改革推進担当)(富田) 総合公園に関する指定管理者制度のご質問でございます。今、指定管理者は、ご指摘のように、条例制定とか、それから議会の議決を2つこなしていかなきゃいけない。それと、今、全体的な指定管理者制度を17年度に検討していく必要があると思いますけれども、それは当時、行革の中での機能になります。今検討しておりますのは、34の施設機能がございまして、現時点でその34の施設機能をどういうふうに具体的に指定管理者制度へ移行していくかということを、ある程度年次計画を持ちながら考えていく必要があるということの中の1つの候補になっております。これは指定管理になじむものもございまして、実際に指定管理の要件にしても、サービスが低下してしまうとか経費節減につながらないというのもございまして、そういう仕分けが必要になってまいります。1つには、総合公園の管理運営についても指定管理者制度の検討をしていく1つの項目になっております。町長答弁がございましたように、その検討の中で総合公園がなじんでいくかどうか、それから、全体的な計画の中でいつの時点でということをこれからつぶさに検討してまいりたいということでございます。



それで、業者等につきましては、その施設施設によってまた公募、募集方法等が異なると思いますので、例えば保育所なんかはその機能に応じた公募方法ということになります。ただ、基本的な考え方からいけば、今、原田議員のご指摘のような、民間の活力と機能とサービスの向上につながるような方法でもって広く公募をしていくということが原則になろうと思います。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）最初の青少年健全育成の問題につきましては、予算委員会の方でひとつ審議をお願いしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（前田）建設部次長。

○建設部次長（児玉）国道２号線からの右折の関係なんですけれども、これにつきまして国交省の方にも要望を出させていただいております。しかしながら、今、技術的というか、用地の関係が非常に難しいという返事をもらっております。しかしながら、海田町といたしましても交通安全に非常に取り組みたいという中で、もう一度強く要望していきたいと思っております。

もう１点の三迫３丁目の道路関係ですけれども、用地の取得、いわゆる寄附行為等が出してもらえるものという条件がそろえば、町といたしましても、待避所的な、いわゆる部分的な改良になろうと思いますけれども、そういう方向でやっていきたいと思っております。

○議長（前田）原田君。

○１４番（原田）今の指定管理者のことでもう１回質問しますが、指定管理者制度で公募という話が出ましたが、今度、公募の方法と、業者が決定しましたよというこれの周知の方法、これについてどのように今お考えになっているか、あれば教えてください。

○議長（前田）参事。

○参事（行政改革推進担当）（富田）まだ全部つぶさな検討はなされておられませんので、いずれにしても、公募方法、例えば保育所あたりも呉市が既にやっておりますけれども、これは逆に社会福祉法人としての経験年数を３年とか４年とか、しかも呉市内で経営しているとかというふうな、少し制限を加えたような公募方法をとったりというふうなことがございますので、今の総合公園あたりも、県レベルですけれども、そういう公園あたりの例もございますので、そういうことも参考にしながら、具体になるとすれば、そういう公募の方法をある程度、海田町に合った公募方法がどうなのかということは一つ

一つの施設によって若干異なってくるのかなというのが今の段階でございます。

○議長（前田）原田君。

○14番（原田）済みません、公募の方法という私の言葉足らずで申し訳ない。公募の手段、例えばどのようにして周知させるのかということです。

○議長（前田）行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（西本）公募の方法についてでございますが、一般的には町の広報紙、町のホームページ、そういったところへの要綱等の掲載で取り扱うようにしております。

○議長（前田）暫時休憩をいたします。再開は10時30分から。

~~~~~○~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行します。4番、岡田君。

○4番（岡田）4番、岡田です。4点について質問いたします。

まず、災害に強いまちづくりについて。自然災害はいつ起こるかわかりません。大津波や地震、台風など、世界的な規模で起こっております。自然被害を最小限にとどめるために、事前に補強、改修などを行えば、いざというときの被害も少なくて済みますし、町からの持ち出しも最小限に抑えられます。被害を未然に防ぐことが最善だと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

広島県では実施していないようですが、他の市町村で実施している無料の耐震診断や住宅の補修整備の補助制度を参考に町が率先して進められてはどうでしょうか。

1、希望者があれば、一定時期以前に建築された建物、例えば築30年以上の木造個人住宅に耐震診断を無料で行う。2、町の実施した耐震診断で地震に耐えられないと診断された建物に、限度額を定め借入金の利息の補てんなどをしたり改築費の援助をする。3、台風対策にも同様に所有者の同意を得て溝や看板や屋根などの危険箇所の点検を行う。4、工事や耐震診断は地元の建築業者を町で選定する。以上、提案をし、町長のお考えをお尋ねいたします。

2、駅前自転車自治会について。前回に引続き、海田市駅利用者自治会についてお尋ねいたします。自治会から会計報告、余剰金の処分など、町としては把握していないと

のことで、自治会の余剰金などは自治会員や利用者の大切な財産です。町としても町有地を提供しており、財政的面でも質問ができるはずです。余剰金があれば、駐輪場に屋根をつけたり、設備をもっと充実させることができるのではないかと大きな期待もあります。そうしたことに疑問や期待を持っている利用者にもわかるように自治会の関係者に説明することを指導されてはどうか、お尋ねいたします。

3 番目に、乳幼児医療費の所得制限撤廃について。受益者負担の原則から、対象者が医療費に対する意識の高揚を図っていくために一部負担をするというご回答でしたが、親は健康保険料の納付をし、医療費の3割の負担もしております。受益者負担の意識は十分持ち合わせています。しかし、就学前の子どもたちにそうした意識高揚を求めることは困難ではないかと考えます。

1、完全無料化についての質問いたしました、幾らの予算があれば実現できるのかの試算をお願いいたしました。それに対する回答は3,000万円ということでしたけれども、個人の500円の負担分を町費で上乗せした場合の計算の基準でしょうか、再度お尋ねいたします。

2 番目に、他の自治体では本人負担の無料化が大きな流れとなっています。子どもたちに対するある程度の財政支出は町の将来の発展にとっては不可欠だと考えます。町長のお考えはいかがでしょうか、見解をお尋ねいたします。

4、高齢者福祉について。高齢者福祉は介護保険ばかりではなく、地域社会が連携して行うべきものです。介護保険料はお年寄りの年金から天引きされており、納付率が高いのはうなずけます。介護保険料が差引かれた上での支給となり、年金のみの収入で生活しているお年寄りには経済的に大変な苦勞をしておられます。海田町に限らず、利用料が重く、必要なサービスが十分に受けられないという状況が広く存在しています。そこで、町長にお尋ねいたします。

保険料は特に65歳以上の人には重い負担となっておりますが、これをどのように思われるでしょうか。

2 番目に、個々の事例に応じた適切な対応を心がけていくと言われましたが、具体的にご説明ください。

3 番目に、高齢者の状況を自治体としてどのように把握される努力をされているのかをお尋ねいたします。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問に対して答弁をさせていただきますが、無料耐震診断及び耐震補強工事に対する援助につきましての質問でございますが、すべての質問が密接に関連していますので、一括してご答弁させていただきます。12月議会の白築議員からのご質問でも答弁いたしました、ご指摘のように、自然災害に強い住宅の形成を進めて被害を最小限に抑えることは重要なことであると考えております。しかしながら、援助の対象が個人財産の保全であるということを考えれば、現時点では行政からの援助はなじまないと考えております。また、町財政を勘案すれば、新たな援助を行うことは困難であると考えております。

続きまして、海田市駅利用者自治会の会長さんに対してのことでございますが、これまで機会あるごとに、自治会が保有されている財産を適正に処理されるよう話をさせていただいております。しかしながら、何ら進展のないまま今日に至っております。現在、海田市駅利用者自治会の役員は、会長1人が残っているということでございました。今後とも機会をとらえ、財産の適切な処分につて働きかけてまいりたいと考えております。

乳幼児医療費のご質問でございますが、1点目につきましては、所得制限の撤廃及び一部負担金を廃止した場合の新たに必要とする額でございます。

2点目の一部負担金の撤廃につきましては、12月議会でもお答えしましたが、単に乳幼児医療費だけの問題ではなく、健康保険等の財政運営にも影響することであり、ひいては、保険税等の負担増の可能性もありますので、今後の受診状況及び財政状況を勘案しながら研究してまいりたいと考えております。

高齢者福祉についての質問でございますが、介護保険料が65歳以上の人には重い負担となっているとの質問でございますが、介護保険は40歳以上のすべての方の介護を支え合う相互扶助の制度でございます。現在、国において保険料の負担増を抑制するための見直しが行われておりますが、保険料は、いつまでも安心して暮らすための介護サービスの提供を受けるために必要な負担であるものと考えております。

個々の状況に応じた適切な対応についてでございますが、保険料納付困難な方への対応につきましては、納付相談や家庭訪問等を行い、状況の把握に努めております。具体的には、経済的な理由によって各期ごとの納付が困難なケースにおいては、毎月の分納や年金支給月での納付などを指導しているところでございます。

状況把握につきましての質問でございますが、本町では在宅の高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者等に対し、在宅介護支援センター職員が訪問し、身体状況調査や生活相

談等に応じております。また、地域では民生委員が在宅介護相談協力員となって相談に乗っております。このように、それぞれの訪問状況の報告等により状況の把握に努めております。よろしくお願いします。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）まず、1点目の耐震診断の無料は、町として公費を投入してはできないというふうな答弁だったと思うんですけども、これは今、国の制度でもそうなんですけれども、住宅本体、これには難しいんですけども、そうでない補助的なものというのはどんどん導入をしておるんですよね。全国の自治体でも、ちょっとこれは資料が古いんですけども、2003年12月の国土交通省の調べでは、こういうふうな耐震診断の無料の診断を行っているところが、県は耐震診断の無料で補助している県が9県あるんですよね。市町村では388で、技術者の派遣をしておるところは172の自治体で、住宅の耐震の修理の補助をしている県が7県で、市町村は188あるんです。これはちょっと古いんですけども。それから、あと新潟の地震なんかがあって、最近が増えておると思うんです。広島県ではどこか1つの自治体が実施をしておるということなんですけれども、今、そういうのはなかなかできないと言われたんですけども、特にこういうふうな中でも、静岡とか愛知、いわゆる東海地震とか、ああいうところの地震が起こるといふ県は物すごく大きな、73の市町村とか、愛知だったら83の市町村、こういうところがもう実施しておるんです。大きな鉄筋の4階建て、5階建てのビルではなくて、今言ったような木造の築30年とか、どっちかというたら、高齢者の方が住んでおられるような住宅です。こういうふうな耐震診断をしてくれと私は言うておるんですけども。もし何かあったときに一番災害の大きいところというたら、こういう住宅だと思うんです。それも、耐震診断の費用というても何百万円もかかるわけじゃないんですよね。今は、考えようによっては簡易な耐震診断というんですか、ペーパーでチェック項目が何項目かあって、それをチェックしていったら、建物の状況はどうですかとか、土地はどうですかとか、20何項目か書いてあって、それを簡単にチェックしていったら、あなたの建物はこういうふうになりますよとか、そういうことが出るようなシステムというか、制度というのは幾らでもあるんですよね。こういうのを利用したら、そして、その費用、例えば補修をするにしても、そういうのは本人さんがするわけですから、それは本人さんが、する、せんは決められて、そういうふうな制度を町としてつくってくれということなんです。今、なかなか自治体は個人財産なのでできないと言われたんですけども、

これだけ多くの自治体が実施しておるということは、こういうことはそれ以前の話であって、今から公的な、個人の財産になかなか予算を入れることはできないということはもう通用しないというか、そういうことはできるわけなんですよ。その辺のところはどういうふうに考えておられるのか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）るる説明をいただいたんですが、実際に今、災害はかなり各地でいろんなことが起こっておることはよくわかっておりますが、個人財産に個々にそういうことというのは、全部同じじゃないわけですから、大きいところも小さいところもございますので、まだまだ検討の余地があるというふうに私は考えておりますので、現在はその考えがないというふうに申し上げております。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）大きい小さいというのは家の大きさだと思うんですけども、例えば今実施しておるところはそんなに新しい家じゃなくて古い、築30年以上もたった、建築基準法ですか、それがかなり以前の規制で建てられた家なんですよ。それが昭和56年ぐらいになるらしいんですけども、それ以前に建てられた家を対象にこういう制度があるところもあるんですよ。もし災害があったときにはそういうところが一番倒壊をしやすい危険性があるんですよ。もしあったときに、そうしたら、今度は町としての支出というのか、それはかなりのものだと思うんです。でも、それを未然に防ぐ、こういうのが災害に強いまちづくりにつながると思うんですけども、やはり経費がかかる、費用がかかると言われるんですけども、そんなに、例えば公民館の耐震診断をしたら、4階、5階建ての鉄筋のビルの耐震診断をしたら、そういうのとは全然また違いますから、そうかからないし、住んでおられる方も安心できると思うんです。そういうところをやはり、やろうと思ったら、そんなに費用もかかるわけではないし、できると思うんですけども、もう一度その辺のところをお願いします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今ご指摘のように、やろうと思えばできんことはない。それはできんことはないんですけども、個々にその状況も違いますし、私としたり、例えば火事的时候可以に延焼防止のために公園をつくるとか、まちづくりの関係でいろいろあると思うんですが、現在、県内にもほとんどまだないというぐらいの制度なものですから、また改めてそういう先進地の資料等をもって勉強してみたい、こういうふうに思いますので、よ

ろしくお願いします。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）県内にない制度と言われたんですけれども、海田町でもこの12月でしたか、11月でしたか、C型肝炎の無料の検査をされると言われたんですけれども、あれも県内では初めてだったんですよね。制度にしても私はそう費用がかかるような感じじゃないと思うんですけれども。そういうものにしても県内にないからそれはもちろん率先してやるというふうな姿勢が要ると思うんです。それこそそんなに費用もかからないし、いろんな、町で調べられたら物すごく資料が出てくると思うんですけれども、本当にお金のかからない、無料みたいなものがいっぱいあるんですよね。そういうものを活用されたら、支出もそんなに予算措置も大きくないんですけれども、ぜひともこれは前向きに検討されるようお願いしたいんですが、再度、もう一度、検討してみてほしいんですけれども。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）先ほど申しましたように、今、緊縮財政でもありますし、確かに必要なものからやっていきたいという気はございますが、今現在のところとしましたら、調査をさせていただくというぐらいにとどめさせていただきたいと思います。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）ぜひとも調査をして導入の方向でお願いいたします。

それと、自転車自治会のことなんですけれども、これは斎木議員が質問されるはずだったんですけれども、今、会長が1人だけということ言われたんですけれども、これは町長が昨年12月に就任されて、早い時期に宗平会長と会って話し合うということがあって、それからずっと、もう少し待ってくれというご答弁だったんですけれども、もう1年以上過ぎておるんですよね。この余剰金というか、そういうお金も2,000万、3,000万とか、あるいは6,000万とかというような何千万単位であるわけなんですよね。こういうお金は、当時の自治会さんたち、あそこを利用される方が払っておられるお金なんですよね。こういうお金がどうなっているのか。町はそのときにあその町有地を提供されたわけですからね、この大きなお金と。このお金そのものの今度は使い道、整備に使うのか、どういうふうにするのかというのは幾らでも、これは半端な金額じゃないわけですから、そういうところを町としてどういうふうな交渉をされておるのか。場合によってはそれはなかなか法的な措置というのものとらざるを得んような気がするんですけれ

ども、その辺のところはどういうふうになっておるのでしょうか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）岡田議員のご指摘のように、就任以来、何度か会長とも話をさせていただきましたが、現在、先月もお見えになったんですが、立ち話程度で、核心について話をしますと、なかなか話が乗らないという状況でございまして、これも、今おっしゃいますように、法的手続きの問題も含めて、我々の弁護士さんの方にも相談をして、どういう形でやったらいいかということも研究はしております。しかし、会長さんの意向を十分重視しながら対応したいということから、今現在のところ、それが進展していない状況でございます。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）今、立ち話程度と言われましたけれども、実際に会ってテーブルの上で、そういうことは全くないんですか。立ち話じゃなくて、正式にというか、話を。立ち話という、会って、ああいうふうなのではなくて、正式に話し合いましょうというふうな、こちらから、町側からの要請というか、そういうのはなかったんですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）先月来られたときにはあいさつだけで顔だけで立ち話でした。以前は、昨年は3回ほど町へ来ていただいたり、私がまた広島へ出かけて行って話はしております。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）そのときはどういうふうになっておるんですか。今、会長が1人ということだったんですけれども、これはもちろん総会があるわけですから、ほかの役員さんもおられると思うんですけれども。ただ自然に……。この会はまだ解散はしていないわけでしょう。だから、ほかの役員さんもおられるわけですからね。そういうふうな、解散をしていない、ほかの役員さんもおられると思うんですよね。その中で、会長個人としてではなくて、自転車自治会としての話、そういうものはどうなっておるのか。ただ会長と個人的に話をするんじゃないくて、正式名称はちょっとあれなんですけれども、自転車の利用者自治会としての話、そののと町としての話。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）自転車自治会の会員が今ほとんどおっていないんです。本人1人の名前が残っておるのが現状でして、ですから、その人が集めてどうかというのは、町にしたら、そういう捜査権とか何とかということは町としてはできないのが現状でございます。



○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）しかし、この余剰金というんですか、このお金は個人のものじゃないわけですからね、もちろん。その辺のところはどうなっておるのか。お金そのものも会長一存でどうのこうのということはできんと思うんです、当然。だから、その辺の何かうやむやになってしまうような気がするんです。これは、あそこは町が提供して、利用される方のお金ですから、町も物すごくかかわっておるんですよね。そこのところを、ずっとこれは1年以上にもなるのに、なかなか進展がないというのは、何かこのままずるずるといって、それこそお金そのものが今一体幾らあるのか。3,000万とか6,000万とかと言われるんですが、3,000万と6,000万では倍ですからね。どういうふうになっておるのかというのは利用者の方でも知りたいし、もしあったら、それはいろんな駅前の整備とか、例えば仮に高架事業になったときは、それはそのままお金が使えると思うんですが、そのところをもう一度お願いします。

○議長（前田）海田市駅周辺まちづくり事務所長。

○海田市駅周辺まちづくり事務所長（青木）財産は勝手に処分できないじゃないかというご質問だろうと思いますけれども、先ほど町長の方から申し上げましたように、現在1人しか残っておられない。他の会員は、役員の方はすべてやめられたということで、その会も解散できずに、会としては存続しておられるみたいですが、そういった役員がおられないので、解散もできないという状況があるということで、先般、実は事務所の方にお見えになりました。その中でお話をさせていただいたんですが、そういうような状況があったということでございます。

それともう一つ、財産処分の件ですけれども、これはご承知のように、海田市駅利用者自治会の会則がつくってありまして、役員会に諮って解散という手続きが書いてあります。当然、解散したときにはその類似団体にその財産を移管するというふうに書いてありまして、会そのものが解散できていない現時点では会の所有財産ということで我々は認識しております。以上でございます。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）それでは、なかなか会も解散できないということになったら、財産もずっとそのままということになるんですけれども、この先どういうふうにしていかれるおつもりなんですか。このままでいったら、ずるずると何年も何年もこのままのような気がするんですけれども。

○議長（前田）海田市駅周辺まちづくり事務所長。

○海田市駅周辺まちづくり事務所長（青木）これにつきましては、以前からいろいろご質問があった中でご答弁をさせていただいておりますけれども、会につきましてはいわゆる任意団体、自治会組織でございます。これに対して、これはあの自治会としての固有事務でございますので、私どもの方がその自治会のことに関して強権的にこうだということとはできないということが、実はこれは裁判判例でも出ておりまして、そこが、議員もおっしゃっておられますけれども、非常に難しいところであるというふうに私どもも理解をしております。以上でございます。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）それはわかるんですけれども、私は、あそこの土地は町有地であって、それを貸与してそういうふうな自転車の整理とかをされておられるわけですから、町としてもこれは何らかの、その後どういうふうになっておるのかということは発言はできると思うんです。指導というんですか。そこのところはどういうふうになっておるんですかということをお伺いしておるんですけれども。今の答弁でいったら、どうも、できないからこのままずるずると何年もいつてしまう、そういうふう to 受け取れるんですけれども、そうではなくて、やはり皆さん方のお金ですから、そういうものがかなりの高額であるということは、そういうのも踏まえてどういうふう to これからされていくのか。町長就任のときに、早い時期に会って、早い時期にと。早い時期から、あれから1年たって、いろいろ会われてもなかなか進展がない。やはり期限を決めるなりして、いついつまでにこういうふうな手続きをしますと。それができなかつたら、最悪の場合は法的手続きもということになると思うんですけれども、法的手続きというのは最悪の場合なんですけれども、そういうところをどういうふう to 考えておられるのか。やはり、何回も言うんですけれども、少ない金額じゃないですから、そこのところはどういうふう to これからされていくのか。

○議長（前田）企画部長。

○企画部長（池乃本）ご指摘のことは確かに私どももそのように思うわけですが、先ほど担当から説明いたしましたように、自治会でございますので、そこの内部で決定されることで、その会則の中に、今、自分たちの会の残余財産については総会を持ってこれを処分するという規定になっております。それを適用して適正に処分していただきたいというお願いをしておるわけです。ただ、今ご指摘のように、このままの状態で行きますと

ずるずるとなってしまうと。確かにそうでございます。そこから先、我々がどこまで踏み込んでいけるのかということで、先ほど町長が申しましたように、弁護士さんや県や、いろいろと相談をしてみいましたけれども、これはできないというのが私どもの方の限界であろうと思うんです。そうすると、その次にどうなるかというのは、やはり他の法律にゆだねるよりほかはない、そういうふうに判断しております。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）ということは、これ以上、町としては打つ手がないというか、そういうふうなことですか。

○議長（前田）企画部長。

○企画部長（池乃本）努力はしてまいりますけれども、法的な措置からしたら、これ以上踏み込めないという状況でございます。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）そうはいつでも、あそこはそれこそ、何回も言うんですけれども、町有地であって、前の宗平会長もいろいろ苦勞されて整備されて今のようにきれいになっておるのはわかるんですけれども、やはりお金がかなりあるわけですから、その辺のところをもう少し努力してされるようお願いいたします。

それと、次に乳幼児の医療なんですけれども、これも私はしつこくしつこく言うようなんですけれども、やはり年齢も小学校に上がる前になったんですけれども、1回500円で月2,000円ぐらい最高でかかるようになったんですけれども、今までかからなかった年齢、それにもかかるようになって、その500円の負担も町からなかなかできないと言うんですけれども、せめて、今まで無料だった部分がかかるようになるわけですから。親としても、ただこの500円の問題だけじゃないですからね。そこに行こうと思ったら、やはり交通費とか何かいろいろかかるわけですからね。それで今まで無料だったのが500円かかる場所も出てくる。最低でも、今までかかりよったところは、500円は町で負担をすとか、そういうふうなことはできないんですか。そういうのがやはり温かい町政というか、そうだと思うんです。広島市とか近隣のところと比べてみても、ちょっとおくれておるんですよね。広島市は1回だけでいいとか、県の方針どおりとかというふうになっておるんですけれども。この500円を負担するに当たっていろいろな国とか県からのペナルティーがあるというようなことも聞いておるんですけれども、ペナルティーというても若干なんですけれども、そういうようなこともあって、今まで無料だったとこ

ろはせめて町費でこの500円を無料にするとか、そういうことは全くできないのか、考えておられないのか。財政難ですけれども、やはり海田の将来を担う子どもたちなんですよ。それに対しての500円という支出というのか、これはそう大きなものじゃないと思うんです。今からどういうふうになるかわかりませんが、少子化の流れがどんどんどんどん進んでいくんですよ。それこそ子どもは宝と。そういう時代がこれからますますなっていくんですよ。そのときに、一番やはり病気にかかりやすい年代なんですよね。中学校ぐらいになったらなかなか体力もついてきますし、そういうことはないんですけど、こういう時期に町として、自治体として福祉や健康を増進するというふうな地方自治の本来の目的に立ち返ったそういうことをするべきだと思うんですけど、その辺のところをお願いいたします。

○議長（前田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）今まで3歳まで無料であったものが500円かかるようになったということもございますが、こういう福祉制度の充実を図るという、一番問題になるのは財政問題でございます。これは年齢拡大によって3,000万円余分に要するというようなことを申し上げましたけれども、このように町がこれまでいろいろな事情の中で年齢拡大を早目にできなかったというのは、そういう財政的な裏づけがなかったということで、今回、県のそういう財政の裏づけができたために年齢拡大もできたというような事情がございます。単に海田町が県の制度そのものを踏襲しておるといえるのか、やっておるのではなく、所得制限の緩和をやっております。そういうことを十分見ていただいて、これからは安定した制度として運営していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）それはそうなんですけれども、これは県の制度と言われたんですけども、本当は国がすることなんです。国の制度でなければならぬものを国がしない。県もなかなかやっこの前し出したと。ほかの県でしたら、かなりの県が以前から県の制度でしておるんです。広島県もいろんな団体がやれやれと言って、いろんな署名とか何とかを出して、ようやく藤田県知事もやるというふうなことになっておるんですよ。これもやっぱり運動でこういうふうになっておるんですよ。ただ、県が、それじゃ、福祉施策がおくれているから、やろうかというふうなものじゃないと思うんです。ずっと皆さん方がやってくれというふうな運動の積み重ねでようやくここまで来ておるんで

すよね。やはり温かい町政というのをするのでしたら、今までの3歳までかからなかったところが今度はかかるようになるわけですから、せめてそこぐらいは500円を負担するとかということをして、私はそれはするべきだと思うんですけどもね。ほかの制度があるからなかなかされないと言うんですけども、やはり前向きに、今からもずっと続くわけですから、無料というか、負担をするようお願いいたします。

それと、高齢者の問題なんですけれども、介護保険料は40歳以上が払っておるから、特別に65歳以上の人に負担にはならないと言われるんですけども、このたび広島市が65歳以上の人の負担を上げましたよね。それで、いろいろと地域で説明会をしたら、皆さん方は物すごく困っておられる、そういうのが圧倒的でしたよね。だけれども、押し切るような形で方針を出されたんですけども、やはり海田町でも、海田町は広島市とは違うんだということは全くないんです。海田町でも同じなんです。65歳以上の方、物すごく結構高い方がおられるんですよね。ずっと払っても、サービスを受けようと思ったら今度は1割が要ると。1割もなかなか高い。それで、満足なサービスが受けられない。こういうふうな状況がずっと続いておるんですよね。

その中でもやはり私たちが、3月に選挙があるものですから、いろんな町民の方にアンケートをとったんですけども、その中でも一番多かったものが、ずっとセットになっておるんですけども、国保税の引き下げなんです。前回4年前も同じようなアンケートをとったんですけども、そのときも国保税の引き下げは高かったんですけども、今回は断トツだったんです。それは、やはり国保税が上がりましたよね。それで安芸郡でも一番高いことになって、広島県でもかなり高い部類だと思うんですけども、そういう中で大変皆さん方は今苦労されておるんですよね。本来だったら、これだけ高い国保税を下げようと思ったら、いろいろ策はあるんでしょうけれども、一般の会計から国保税にそういうふうな軽減のための繰入れをするとか、そういうことが必要じゃないかと思うんです。国保の加入者と言われても、よく国保の加入者はごく一部だから、一部のの人に一般会計から繰入れは好ましくないと言われるんですけども、国保はもう3分の1の方が国保でしょう。関係されておる方でしょう。それは一部じゃないんですよね。この方が高いと。その高いと言われておる中でも、本当にいろんな減免とか何とかという制度をつくられてやろうと思ったら、そんなに多い負担ではないと思うんです。ほかの市町村でもそういう制度は実施しておるんですよね。そういうのはやはり温かい町政というのか。山岡町政にかわれまして、前町長にも私は言ったんですけども、なか

なかできなかったんですけれども、やはりそういうふうなことをしてもらおうというか、そういう施策というか、高齢者とか、そういうのも必要じゃないかと思うんです。またちょっとニュアンスは違うんですけれども、町内に特養のホームをつくってほしいとか、こういうのもいっぱいあるんですよ。それは土地の問題とか、なかなかできんのでしょうけれども。そういうのが物すごく高齢者福祉に対して要求が多いんですよ。こういうふうなのに対して海田町としていろんな民生委員さんとかというので今対応されておると言われたんですけれども、それはそれで結構なんですけれども、今からの施策、すべて予算は緊縮財政だから何もできんと。さっきの文化ホールもそうなんですけれども、できないと言うんじゃなくて、財政が厳しいというのは、斎木議員も言われましたけれども、別に海田だけじゃないんですよ。けさの新聞なんかに広島市の分が出ておりましたけれども、広島市もそうなんです。日本全国そうなんです。むしろ海田町はそういう面では、ほかの自治体に比べたら、まだ自主財源も高いし、財政としてはいい方なんですよね。今度、駅前の区画整理やなんかもずっと縮小されますけれども、やはりそういう大きな事業をやるのでなくて、高齢者とか子どもたち、そういうところに目を向けた施策というか、そういうのをしてほしいんですよ。

それと、商工業の活性化というのか、海田町の基盤というのはやはり商工業というか、小さい町工場の下請みたいなのがたくさんありますから、そういうところとか、条件に合ったようなというんですか、そういう施策をしてもらいたいんです。今の高齢者の問題とか乳幼児、なかなかできないという答弁だったんですけれども、このところはやはり前向きに、できないじゃなくて、福祉とかそういうサービスを増進しようと思ったら、どうしても今の精神障害者の問題とか、ああいうのは物すごくおくらえていますから、そういうのを含めてやはりもう一度前向きというんですか、ただお金がないからできないとか言うんじゃなくて、それはいろいろ皆さん、ここにおられる方も優秀な方ですから、知恵を出したら幾らでもできると思うんです。最初の耐震診断、あれもお金をかけなくてもできる方法は幾らでもあるんです。そういうのを検討されまして、やはり本当に今、町長も言われましたけれども、住んでよかったと、そう言えるまちにしていかないと今からはだめだと思うんですけれども、もう一度その辺のところ、高齢者福祉とか子どもたちの問題とか、ああいうところも積極的にしていくんだと。今の国保の問題とか介護保険の問題とか、物すごく本当に高いから困っておるという方がいっぱいおられるんです。そういう方に対してどういう施策をしていくのかというのをもう一度お願い

いたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡） ご指摘の件が多岐にわたりまして、なかなか的が絞りにくい答弁になると思いますけれども、確かにご指摘のように、少子・高齢化に向けてのまちづくりは非常に大変大きな課題であると私も認識しております。その中において、高齢者にしましていろいろな立場で、医者にかからない方法、例えばいきいきデイサービスの問題とか、地域においてボランティアで活動して元気で住みやすいまちづくりにするというのが使命じゃないかと私は思っております。そうした中で保険料が少なくなれば、また皆さんに対しても減ってくるという形になってくると思いますが、地域においてそれぞれ全部立場も違いますから、必ずよそでやっておるからすぐにできるものは、我々も金のかからんことはすぐに取り組んでやりたいという心構えは持っておりますし、そういうこともまた改めて研修の場を通じていろいろと勉強してみたい。総合的にはとにかく住みよいまちづくりのために少子・高齢化、また教育の問題を含めて総合的に、できるものはやらせていただくという姿勢でやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（前田）次は、5番、西田君。

○5番（西田） 5番、西田です。大きく4項目についてお尋ねいたします。

1つ目は、人口減に伴う税収動向についてでございます。人口の減少化は財政運営を硬直化させると考えられます。そこで、昨年の6月定例議会で本町の人口推計に関して質問したところでは、平成16年4月の現状は2万9,794人で、今までの推計見込みより大きく下回っておりました。昨年の12月でも2万9,771人で、減少傾向が見られます。その影響を受け、平成17年度からの住民税が大きく減少すると思われます。住民税の変化にはいろいろな要因が考えられますが、来年度は税収がどのようになるのか、要因を含めてお尋ねいたします。

また、今後の人口動向と税収はどのように推移すると予測されていますか。さらに、その対策はどのように考えられているのか、お尋ねします。

2つ目としまして、財政の健全化についてでございます。国は地方分権の推進に当たり、2010年初頭にプライマリーバランスを黒字化させ、借金である国債残高を増加から減少に向けることを目標に掲げて、小さな政府を目指しています。さらに、財源や権限を移譲し、地方にできることは地方でと、行政サービスを地方主体に向けています。このような背景の中、昨年の定例議会で財政の健全化を質問し、世代間の受益と負担の関

係をあらわす指標であるプライマリーバランスの改善や行政コスト、事業別コストの指標に基づくサービスの評価を前向きに検討すると回答されました。そこで、具体的に質問いたします。

1つ目としまして、プライマリーバランスの平成17年度予算を含めた今までの推移と傾向、向こう5年間の予測はどのようになっているのか、その財政改善策をお尋ねいたします。

2つ目、町債発行額やそれへの依存度及び町債残高の推移と今後の予測とその改善策をお尋ねいたします。

3つ目としまして、行政コストや事業別コストの指標に基づく行政サービスは今までどうであったのか、平成17年度予算を踏まえて今後どのように住民サービスが変わっていくのかをお尋ねします。

3つ目としまして、海田町の都市化についてでございます。町内を見渡すと、道路整備の進展に伴い、ビル化が進み、4階以上の中高層建物が平成7年3月で195棟が、平成16年3月には237棟で42棟も増え、10年前に比べて21.5%増になっています。中でも10階以上のビルは2棟から15棟に増え、7.5倍にもなっています。税収面での固定資産税は増加が見込めますが、固定資産税に限って現状どのようになっていますか。また、今後の高層化の進展と固定資産税の動向はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

一方、高層化に伴う災害対策への負担が多くなると考えられますが、経費はどのようになっていますか。また、負担は今後どのようになるのか、お尋ねいたします。

4つ目といたしまして、地震発生時のライフラインの確保についてでございます。阪神大震災並みの地震が発生した場合、町内の道路・橋梁等の損壊状態をどう想定していますか。また、消防水利は十分かどうか、お尋ねいたします。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に対してお答えいたします。人口減に伴う税収動向についての質問でございますが、お尋ねの個人住民税につきましては、自衛隊官舎の移転に伴う人口減というマイナス要因はあるものの、景気の回復に伴い所得の減少傾向がとまり、ほぼ前年並みの推移になっていること、また、平成17年度から配偶者特別控除が一部廃止されたことなどにより、今年度の当初予算に比べ約1,500万円の増となっております。

今後の動向につきましては、三位一体の改革に伴う税源移譲が所得税から個人住民税



への移譲によって行われ、個人住民税の税率をフラット化することを基本として進められようとしていることから、これが実現すれば、税収は増えてまいります。人口動向につきましては、来年度予定しております第3次海田町総合基本計画の見直しの中で人口推計を行うこととしており、計画の見直しに当たっては、社会減少をできるだけ抑えるような施策について検討していきたいと考えております。

財政健全化についての質問でございますが、プライマリーバランスの平成17年度予算を含めた今までの推移につきましては、平成13年度までは黒字で推移していましたが、合併問題に揺れ動いた平成14年度から平成16年度までの激動の3年間で、町債を財源とした多額の投資的事業を実施したことにより赤字に転じております。平成17年度につきましては、町債を財源とした投資的経費の抑制を図ったことにより黒字に回復しております。今後の5年間の予測と財政改善策につきましては、現在、行政改革の実施計画や第2次財政健全化計画を作成中ですので、プライマリーバランスがどのように推移するかわかりませんが、黒字に持っていくためには、町債を財源とした投資的経費の抑制を図る必要があるものと考えております。

町債発行額やその依存度につきましては、平成14年度から平成16年度までの3年間に、合併問題に伴い事業を前倒ししたこともあり、町債発行額や依存度が平成13年度までの状況から大きく伸びております。町債残高の推移と今後の予測とその改善策についてでございますが、町債残高の推移につきましては、平成13年度末では93億円であったものが、平成14年度から平成16年度までの3カ年で38億円増加し、総額で131億円になるものと見込んでおります。今後の予測ですが、これから行政改革実施計画や第2次財政健全化計画を策定し、その中で具体の数値を明らかにしてまいります。財政の健全化を推進するためには、これ以上の町債残高の増加はできないものと考えております。そのためは、先ほども答弁いたしましたとおり、町債を財源とした投資的経費の抑制を図る必要があるものと考えております。

次に、コスト計算の結果によるサービスの変更につきましては、平成16年12月に初めて行政コスト計算書を作成し、大まかなくくりではありますが、コスト計算をすることができました。現時点では、この大まかのくくりでしか行政コスト計算書の結果を行政運営に反映できませんが、平成17年度からは事業別予算を導入することとしており、個々の事業ごとの行政コストを計算することで、今後の行政評価に活用するなど、行政運営の判断材料の1つにしていきたいと考えております。

海田町の都市化についてでございますが、建物の高層化に伴う固定資産税の現状につきましては、建物の高層化に伴い建物の評価額が高くなりますので、税額は増える傾向にありますものの、地下の下落に伴い、土地に係る税額が大きく減ってきていることから、固定資産税は年々減少しております。今後、建物の高層化が進めば、家屋に係る税収は増えてまいります。

また、高層化に伴う消防対策につきましては、現時点で基準に適合した消防力の配備となっており、車両等の更新を除き、新たな負担は発生しないと考えております。

地震発生時のライフラインの確保についての質問でございますが、阪神大震災のような地震が発生した場合、道路・橋梁等の損壊状態をどう想定するか、消防水利は十分かとのご質問でございますが、広島県地震被害想定調査による海田町における上水道の断水率は約85%、下水道の管路被害は2カ所と想定しております。道路・橋梁につきましては具体的な被害想定をしておりません。次に、消防水利につきましては、平常時におきましてほぼ充足しておりますが、地震災害時の上水道被害により消火栓が使用できない場合、また、防火水槽が破損した場合には水利に不足が生じることが予想されております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）それでは、再質問をさせていただきます。まず、地震発生時のライフラインの確保について再質問をいたします。今、阪神大震災並みの地震が来た場合のいろいろな想定をされておりましたが、水利が不足すると言われました。どの程度の不足が現状あるのかということと、もう一つは、その水利が現状、地図上に落としてあるかどうか、その2点をまずはお尋ねいたします。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）阪神大震災クラスの地震が発生した場合の消防水利につきましては、地震の被害によりまして上水道が寸断された場合というふうな形になっております。ですから、これがどこでどういうふうな被害が発生するかによってその不足状況が変わってきますので、ここで明確にはお答えできません。

それと、現状の消防水利ですが、これについては地図上に落としたものがございます。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）防火水利は地図上に落としてあるという話なんです、防火水利の基準に対してすべて包含されているかどうか、お尋ねしたいと思うんですが。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）現時点で、平常時での消防水利については基準を満たしております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）それと、その前に都市化について質問したところ、中高層化が進んできております。火災等、はしご車が出動するケースが考えられますが、そのはしご車が現状そういった中高層ビルに対して進入がうまくいくのか、また、それを実際にアームを出して設置して、そのはしごを旋回させながら消火していくというような場合に電線等もかなり障害になってくると思うんですが、そういったところはどのようになっていますか、お願いします。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）このはしご車の消火活動につきましては、一応海田地区消防組合でやっております。それで、当然ビルに対する消火につきましては、その状況により、どの位置にどういうふうな形でとめてどういうふうな形でやっていくかというのはその現場現場での判断になるかと思いますので。

○議長（前田）西田議員、いいですか。今のところは地区消防の所轄になっていると思うので、ここでは、その位置にとめて旋回をかけるとか、電線が邪魔になるとかというのはちょっと難しいと思いますので。西田君。

○5番（西田）私が聞きたいのは、そういったインフラ整備をやはり町部局はやらないといけないというふうに私は考えておまして、その進入路が各ビルごとにうまく整備されているかどうかというところを確認したいために今お尋ねしたところでございます。大きく2点ほどお聞きしたんですが、防火水利の設置基準は満たされていると言われたんですが、私が調べた範囲では何かもう少し不足しているというように調査があるんですが、詳しくはまた消防の方から連絡が、調査できれば、そういったところで回答していただければと思います。

次に、3番目の海田町の都市化についてお尋ねしたいと思うんですが、町の収入源を見てみますと、やっぱり固定資産税が自主財源の約半分を占めている現状があるわけですね。土地部分から高層化へ現状変化してきております。要するに表現としては都市化というふうに表現をさせていただいておるんですが、もう少し税收を見ていくときに、今の土地の部分がどれだけ税收が増えていって、高層化が進むとどれだけ税收が増える

のか、この先どのような建物ができるか、なかなか想定しにくいところはあると思いますが、ある程度10年間の動きが見えますので、そういったところを踏まえて今後どのようなになるか、もう一度質問したいと思います。

○議長（前田）税務課長。

○税務課長（永海）固定資産税の今後の動きでございますけれども、今おっしゃったように、大変難しゅうございます。どういう建物が建ってくるかということがございますので、一応過去5年の家屋と土地の税額の動きについて参考までにご説明をさせていただきます。家屋につきましては、5年前に比べまして、建物につきましては376と減少しております。ただ、床面積につきましては、そういった中高層化が進んでおることから、約2万8,000平米ほど増えております。これにつきまして価格にして約22億円の増ということでございます。それから、いわゆる建物の構造につきましても、木造の建物が150棟減少し、代わって非木造の建物が102億増えてきておるというふうなことで、建物の堅牢化が進んでおりまして、これらが税額に反映されまして、家屋に係る固定資産税につきましては、5年前に比べまして約5,400万円の増ということになっております。土地につきましては、先ほどからご説明いたしておりますように、地価の下落に伴いまして減少してきておるということで、来年度予算につきましても、16年度当初予算よりも約1億円程度下がってくるというふうに予想しております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）今質問したのは、海田町のまちがこの10年で随分変わってきているということなんですね。そこらを踏まえて今後、財政の健全化を進めていく上で、今は削減という話が随分出てきておりますが、収入という、歳入の面ですね、こういった面にもある程度目を向けながらまちづくりを検討していただきたいという意味で質問をさせていただきます。

次に、1番目に戻りまして、人口減に伴う税収なんですが、基本的には人口が減少傾向にあるわけなんですね。先ほど説明を受けましたように、配偶者とか均等割ですか、そういったものの額が変更になって、来年度の予算では税収が増えているというふうに説明を受けたんですか、これはあくまでも臨時的なことだと思うんです。税源移譲も当然この二、三年が臨時的に起きてくると思うんですが、恒常的に見たときに、基本的にはやっぱり人口に依存しながら税収は変化していくものと思われれます。今、税収があるからという意味じゃないんですが、ある程度の今後の予測、5年ないし10年程度の予測

はしながらまちづくりの計画を進めていく必要があると思うんですが、そういう長い目で見たときの税収はどのようになるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田）税務課長。

○税務課長（永海）今の人口推計に伴う税収の見通しというのはとても難しゅうございますし、先ほど町長がお答えいたしましたように、税源移譲の関係で、所得税と個人住民税も含めたそういう税制がどういうふうになってくるのかというふうな問題があるかと思いますが、昨年の6月に西田議員の方から、人口がこのまま減っていったらどうなるかということで、ご質問にお答えをさせていただいておりますけれども、このまま、今のままで何もなくて推移をしていけば、税額的には10年後、平成26年度には約1億9,200万円程度の減収になろうというふうに予測をしております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）それでは、2つ目の質問の財政の健全化について再質問したいと思います。施政方針の中で述べられています平成16年度末の町債残高が131億というふうに書かれております。来年度の予算規模が73億と一応想定されているんですが、それを比較してみますと、予算規模に対して町債残高が約1.8倍というふうに計算できると思うんですが、これは全国の市町村は当然いろんな状況があると思うんですが、その市町村に対して今の海田町の1.8倍というのはどういう状況にあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）起債残高に対する財政規模の割合でございますけれども、先ほどおっしゃいましたとおり、本町の場合は1.8倍ぐらいありますけれども、まず、県内の状況を見てみますと、大体1.38、1.4倍ぐらいが町債の残高というようになっています。ただ、この傾向が、今から合併に向かっていく市町村が増えますので、そうしたときに投資的経費がたくさんすれば、起債を借った事業を行ってくる可能性があります。現在もそういうふうな動きがありますので、果たしてこの1.38、1.4倍程度が適切かどうかははっきりわかりませんが、これも大体全国的な動向では1.3から1.4程度が全国的な平均値だろうと思っております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）要するに、1.8倍というのは全国平均からすれば高いということなんですが、町債残高を今から少なくしていくためにはやはり、ここで質問していますように、プライマリーバランスの黒字を恒常的に進めれば借金は減っていくというふうに私は理解し

ているんですが、その点、間違いがあるかどうかと、もう一つは、今後そのプライマリーバランスがどのようになっていくか、その2点をお尋ねします。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）プライマリーバランスの件でございますけれども、これは起債に対する割合でございます。この起債の中にはいわゆる投資的経費に基づく起債もございますし、いわゆる減税補てん債、あるいは臨時財政対策債等がございますので、今後の税制改正、あるいは国の三位一体の改革によって、いわゆる投資的経費に基づく以外の起債がどうなるかによっては随分変わってきますけれども、現段階では本町の場合は非常に大きな起債残高を持っておりますので、今後については起債の残高を落としながらの財政運営をしていく必要があるものと考えております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）今、起債の残高を減らしながら財政運営を行っていくということですね。これは再々質問になりますが、ここで一応最後にしたいと思います。この4つの項目を一応私が質問させていただいた真意は、基本的には、今、海田町のまちが随分変わってきているんですね。10年前に比べて変わってきている。都市化というのは一例なんです。そこらの認識を踏まえて今からの財政、行政を運営していただきたいということなんです。その財政運営をするに当たって今回の提案が歳出面にかなり影響が出てきているんです。歳出面だけに目を向けるなら、実際それだけに目を向けられているとは思いませんが、歳入面にもある程度目を向けていかないといけない。歳入面で昨年、国保の問題でいろんな問題がありましたね。それからNHKの問題。こういった収納率の問題ですね。収納率が物すごく低くなってきておるわけなんです。特に海田町の国保も非常に収納率が悪いというふうに聞いておりますし、それらがほかの税に波及したら非常にまずい状態になると思うんです。収納率を上げるためにはやっぱりある程度システム、例えば払い込みのシステム、そういったものの改善を図っていく必要もありますし、それから、未納者の方に何回か足を運びながら、納めていただくというような工夫も必要だと思います。実際に、これはあと予算委員会の方で質問はさせていただきますが、収納率が各税ごとにかかなり変化してきていると思いますので、そこらを予算委員会の方で聞きたいと思いますので、ご準備していただければと思います。

結論から言わせていただきますと、私個人の生活を考えますと、生産能力というのは、二十歳ぐらいから働き出して60で定年を迎えて収入が落ちていくという、普通一般的に

は、個人的にはそうなんです。その間で借金しながら家を建てるといようなパターンが普通だと思うんですが、行政の場合はそうじゃないですね。ある程度恒常的でずっと税収を得ながらまちづくりを未来へ送っていくという使命があると思うんです。そのときに、今回の予算を見せていただきますと、住民サービスが随分落ちているように感じるんです。多分この予算が通りますと、住民の方も、ああ、サービスが随分落ちてきたなというふうに実感されるような気がしまして、やっぱりそこにできるだけ影響がないように歳入面の工夫、そういったものを考えながらまちづくりを進めていただきたいと思いますと思うんですが、そういったところを踏まえて今後、向こう３年間は随分厳しいと思いますが、町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のように、税の公平性からいけば、滞納がないように、施政方針でも申し上げましたように、コンビニの収納とか臨戸徴収、夜間徴収とか、町を挙げての税収の確保に努めてまいりたいと思いますし、私自身も町内の企業の皆さん方をお願いして、しっかりもうけてもらってしっかり税金を払ってもらう。そして、町民の皆さんが生活する問題に対して、さっきご指摘がありました、サービスの低下にならないよう、いかに工夫するかということを考えて行政を進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（前田）西田君。

○５番（西田）基本的には納税者の方は自分の税に対してどれだけのサービスが受けられるかというのがやっぱり一番気になる場所だと思うんです。だから、その点を踏まえて今後のまちづくりに反映していただきたい、これは一応要望でよろしいですので、あとは予算委員会の方でまたお聞きしたいと思います。以上で終わります。

○議長（前田）１８番、国岡君。

○１８番（国岡）１８番、国岡でございます。行政改革についてと、ペイオフについて、上水道の配水池についての３点ほど質問いたします。

行政改革で町長は就任後、報酬のカットとか公用車の廃止とかといった思い切った行政改革をやってこられました。その後、町長就任後に行革として、ふるさと館、図書館、ひまわりプラザ、３カ所は業務委託するというようなことが新聞紙上で言われたものでございますが、間違いございませんか。

それから、そういう意味において新年度で委託予算が出るとおっしゃったので、質問を

出しておりますが、これは委託がありませんので、回答はないと思います。その後、行政改革のスケジュールで指定管理者の指定制度ができましたならば、17年12月、委託費を議会へ計上するということを発表しておられますが、これは間違いございませんか。それから、助役、収入役の問題も、斎木議員が質問されましたものと同じものでありますので、省略いたします。斎木議員と同じ考えでございます。

2点目のペイオフについて、今年4月1日から実施されますが、前もって加藤議員が質問された答えに対して変わりはないですか、どうですかということを質問します。

それから、3点目の上水道の配水池の検査について、これは委託して検査するというのを聞いておりますが、その結果、どのようになって検査が出てきておるのか、それを発表してもらいたい。ただよかったというだけでなしに、内容をちゃんと発表していただきたい。

そかれらもう一つ、あのときは石原の配水池は土の中にいかっておるコンクリじゃから大丈夫じゃという素人考えで話を聞いたんですが、実は国信の方は地上の上にある浄水施設のタンクがございます。荏原がやっておる急速ろ過機のあれは地上へ出ておる中で水を操作する装置でございますので、できればこの方の検査もやっていただきたいと思います。

以上でございます。3点ほど質問いたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）国岡議員の質問に対して答弁をさせていただきますが、行財政改革は住民の皆さんの理解、議員の皆さんや職員の協力がなければならぬと考えております。とりわけ職員には創意工夫とボランティア精神を培い、改革を進めるための一人ひとりの意識改革を希望するところでございます。幸い、徐々にではありますが、職員にもそういった意識が見え始めたところでございます。行政改革の大綱も施政方針でもありました4月、6月にできて、できたら年内に議会に提案をして皆さん方にお諮りしたい、こういうふうに考えております。

次に、ふるさと館とかひまわりプラザとか、いろいろ外部委託についてでございますが、これも指定管理者制度のもとに協力していただくということで現在、作業に入っておりますので、できるだけ早い時期にこれをひとつ完成して、皆さんのまたご審議をいただきたい、こういうふうに考えております。

次に、ペイオフの問題でございますが、これは4月から実施されるペイオフ全面解禁



により、1つの金融機関で、利子のつく1,000万円と、利子のつかない決済用普通預金の保護でございますが、それ以外の預金については、万が一金融機関が破綻した場合、預金は保障されず、破綻した金融機関の財産の状況に応じて返還されることとなっておりますという1つの縛りがございますので、こうした中で、4月以降における公金の保管につきましては、地域経済への影響を考慮し、従来どおり、公金取り扱い業務で協力をいただいております町内の指定等金融機関10行を対象として、預金保護枠を活用した資金運用を続けてまいりたいと思いますので、住民の財産である公金の保護をしていきたいと考えております。

続きまして、上水道検査でございますが、石原配水池の検査は、昨年11月29日に配水池のコンクリートを抜き取るとともに、内部の強度試験及び抜き取ったコンクリートの劣化を示す中性化の試験を実施しました。結果につきましては、抜き取ったコンクリートは現在のコンクリートの強さの基準の約1.3倍という結果が出ております。また、コンクリートの中性化につつきましても、表面を除いて強いアルカリ性を示しており、中性化の進行はありません。このようなことから、配水池の年数は経過しておりますが、コンクリートは十分な強度を保っておると思っております。以上です。

○議長（前田）国岡君。

○18番（国岡）町長が3館は委託業務をするというようなことを新聞紙上で言われたということは間違いありませんね。それが実際にできなんだということですね。調査したら、今年はできなんだ、新年度には間に合わなんだということですね。

それから、ペイオフの件で、今言われましたように、結局我々が考えて見れば、10行ある金融機関に対して、例えば5,000万融資を受けておったら5,000万預けるとか、操作すればゼロになるとかというような考えで、ある程度安全パイを見込んで、1億融資を受けておるところは1億預金するとか、そういう考えでやられますか。その1点ほどをお願いします。

○議長（前田）総務部長。

○総務部長（山本）ペイオフ解禁に伴っての基本的な預金保管につきましてはただいま町長が申し上げたとおりでございまして、ただ、例外的に、今ご指摘の起債関係で借金といたしましょうか、しておる金融機関につきましては、その範囲内の定期預金等も、これはその範囲内であれば保障がされますので、そうしたできるだけ有利な形の中で、かつ安全な方策、それはとってまいりたいと思います。

○議長（前田）19番、加藤君。

○19番（加藤）19番、加藤です。1点だけ、業務委託について。海田地区消防組合の広島市への業務委託について、以前にも質問したことがあります、まだ研究中であろうと思いますが、それについて2点ほど質問します。まず1点目が、会議というか、研究会が定期的に関われて、大体今まで何回ぐらい開かれたかなということと、2点目が、最終のまとめはいつごろになるんですかと。この2点をお伺いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）加藤議員の質問に対して答弁をさせていただきますが、会議は定期的に関われているかというご質問でございますが、厳しさを増す行財政下における安芸地区の消防行政運営の今後のあり方等について調査・研究するため、事務レベルでの安芸地区消防行政研究会を設置しております。初回の会議を昨年2月3日に開催して以後、今年1月17日までに7回の会議を開催しております。

次に、最終のまとめはいつごろの予定かという質問でございますが、現在、研究会ではこれまで調査・研究してきた成果を取りまとめる作業を行っており、今月中には最終報告書を作成する予定にしております。よろしくお願いいたします。

○議長（前田）加藤君。

○19番（加藤）近いうちにまとめが出ると思うんですが、我々に報告ということになるとまだ大分先になろうかと思しますので、簡単でいいんですが、大体どういうことが話し合われて、大体どういうふうになっておるのかなということが報告できれば、していただきたい。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のように、消防議会も一部事務組合の問題ですので、議会に何ということはないんですけれども、でき次第また議員の皆さん方に配付してまたご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（前田）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開は13時からです。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、皆さんに審議日程について確認をしておきます。日程第2から日程第14に至る各案件については、新年度予算に係る条例案、予算案でございます。各案件については、日程順に執行部より説明を受け、議員全員による予算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第2、第10号議案、海田町情報公開条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第10号議案、海田町情報公開条例の制定について。情報公開に関する施策を拡充し、町の保有する情報の一層の公開を図ることにより、町民参加による公正で開かれた町政を推進するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（窪地）それでは、議案第10号、海田町情報公開条例の制定についてご説明いたします。議案書の11ページ、資料につきましては資料10をお出してください。内容につきましては、資料10の「海田町情報公開条例の概要」でご説明いたします。

まず、資料10、1ページでございますが、平成8年10月から海田町公文書公開条例を施行して以来、公文書の公開を行ってきたところでございますが、今日の電子計算機による大量のデータ管理の状況を踏まえますと、紙のみでの情報公開には限界があり、電子データの情報公開も含めるため、条例の全部を改正するものでございます。

まず、この条例の目的でございますが、町民の行政文書に対する開示を請求する権利を明らかにし、一層の情報公開を図り、町民参加による公正で開かれた町政を推進するためのものでございます。この条例は町のすべての執行機関を対象としており、行政文書とは、職員が職務上作成し、取得した文書のほか、電子機器内のデータも含んだものにしております。次に、責務でございますが、町民の開示を求める権利を十分尊重するとともに、あわせて、開示に伴う個人情報の取り扱いについても十分配慮することとしております。

また、開示を請求する者にも公開請求の段階から適正な請求や開示後の適正な使用について規定しております。

次に、行政文書の開示でございますが、行政文書の開示請求を行う者の範囲は、従来

どおり、町内に住所や事業所を有する者、または町内に勤務、在学する者等とし、開示請求方法は書面によることとしております。次に、2ページにかかりますが、不開示情報でございます。開示請求があった際、法令等で公にすることができない情報、特定個人が識別できる個人情報、法人等の競争上の地位や正当な利益を侵害するもの、人の生命・財産等の保護、犯罪の予防、捜査に支障のあるような情報、町等で行う事務事業情報で事務上支障となる情報などは不開示情報とし、それ以外のものについては原則開示することとしたものでございます。次に、部分開示ですが、行政文書の開示に当たり、その中に開示できない情報が含まれている場合で、この情報を容易に削除できるものにつきましては、その取り除いた部分で開示するものでございます。次に、存否情報ですが、開示請求に対して行政文書の存否、例えば児童虐待情報、捜査の協力情報等、答えるだけで不開示情報を開示したことになる場合につきましては開示請求を拒否するものでございます。次に、開示の決定ですが、開示請求に基づく文書の開示、不開示の決定は書面で通知するものとし、開示決定に係る期限は、請求文書の特定する期間を考慮し、原則、請求のあった日から15日以内とし、正当な理由がある場合はこれを15日以内に限り延長することができることとしております。しかし、開示請求に係る文書が著しく大量であることも考えられ、特例として期限内に一部の開示を行い、残りの部分がある程度期間を置いて開示ができるよう規定しております。次に、事案の移送についてでございますが、開示請求のあった文書が他の実施機関で作成されたものなどは、開示請求者に通知をした上でその作成した期間で開示決定ができることとしております。次に、意見書の提出でございますが、開示請求文書に国、他の地方公共団体や請求者以外の情報がある場合、開示決定を行うに当たり、この第三者に意見書を提出する機会を与えるものでございます。次に、開示の実施でございますが、文書につきましては、閲覧や写しの交付、フィルムや電磁的記録につきましては、視聴、閲覧、写し、例えばカセットとかビデオカセットとかフロッピーを想定しておりますけれども、の交付等、情報化の進展状況を勘案した方法によって開示を行うこととしております。次に、他の制度との調整でございますが、法令等の規定により、行政文書の閲覧、縦覧、写しの交付が受けられる場合は当該法令によるものとし、この条例の適用はしないものでございます。次に、3ページにかかりますが、費用ですけれども、文書の開示を伴う閲覧は無料としておりますが、写しの作成につきましてはその費用を負担していただくものでございます。

続いて、異議申し立てでございますが、審査会への諮問として、開示することにより

異議申し立てがあったときは、異議申し立てを却下する場合を除き、その異議申し立てに対する決定、裁決を行う場合は海田町情報公開審査会に諮問をするものでございます。次に、審査会の規定でございますが、情報公開審査会は、任期2年の委員5人以内で構成するもので、委員には守秘義務を課し、諮問があったものに対する文書、資料の提示を求める権限や必要な調査権限を付与するものでございます。また、情報公開審査会は情報公開における高度な判断を求めることから、非公開で審議をするものとしております。また、審査会が諮問に対する答申を行った場合は、答申書の写しを当該不服申し立て人などに送付するとともに、これを公表するものでございます。

次に、情報公開の総合的な推進として、実施機関は情報公開請求ができる者以外の者からの文書の開示申し出については任意にこれに応じるよう努めることとし、また、町民が必要とする情報を適切に提供できるよう、情報提供に関する施策の充実や、町の出資する法人等につきましても情報公開に関して必要な措置を講ずるよう努めることとしております。

次に、雑則についてですが、各実施機関におきましては、情報公開を円滑に進めるため、文書の分類、作成、保存のため、必要な基準を定めるとともに、文書の適正な管理をするものとしており、情報公開の運用状況を年1回公表するものでございます。

この全部改正条例は、平成17年4月1日から施行するものですが、経過措置といたしまして、施行日までに出了れた海田町公文書公開条例に基づく開示請求、不服申し立て、処分、及び海田町公文書公開審査会委員の取り扱いについては、新条例の適用とみなすものでございます。また、この条例の施行に伴いまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正として、別表の「公文書公開審査会委員」の規定を「情報公開審査会委員」の名称に変更するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第3、第11号議案、海田町個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第11号議案、海田町個人情報保護条例の制定について。町が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図り、公正で信頼され

る町政の運営に資するため条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（窪地）それでは、議案第11号、海田町個人情報保護条例の制定について説明をいたします。議案書の23ページ、資料につきましては資料11をお出してください。内容につきましては、資料11の「海田町個人情報保護条例の概要」でご説明いたします。この条例は、個人情報保護法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が平成17年4月から施行されることに伴い、法律に準じて条例を整備するものでございます。

それでは、資料11の1ページ、この条例の目的でございますが、情報化社会の進展に伴い、個人情報大量に利用されている中、個人情報の保護について基本的な事項を定め、町が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止の請求をする権利を保障し、個人の権利利益を保護し、公正で信頼される町政運営を図ることを目的とするものでございます。次に、条例の対象となる機関は、すべての町の執行機関を対象とするものでございます。個人情報とは、氏名、生年月日等、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものでございます。行政文書とは、職員が職務上作成または取得した文書等、これは電磁記録も含むものでございますが、組織的に用いるため、保有しているものでございます。保有個人情報とは、行政文書の中で保有している個人情報のことでございます。個人情報ファイルとは、目的を達成するため、特定の個人情報を電子計算機などにより検索できるよう情報処理したもの、または氏名、生年月日、住所等の記述により個人情報を容易に検索できるよう、用紙類でファイルにしたものでございます。実施機関の責務ですが、実施機関は個人情報の保護について普及、啓発、職員研修、事務改善等の必要な措置を講ずることとし、個人情報の取り扱いをする職員等に対し、職務上知り得た個人情報を理由なく知らせたり、社会公共の利益に反する利用は禁じております。

次に、資料2ページの「個人情報の適正な取扱いの確保」でございますが、個人情報は事務上必要な場合に限り、利用目的をできるだけ限定した上で保有することとし、不必要な個人情報の保有を制限しております。また、個人情報の収集に当たっては原則、本人から収集することとし、過剰な個人情報の収集は制限しております。ただし、本人の同意があるとき、人の生命等の安全を守るなど緊急かつやむを得ないとき、それが公表された事実であるとき、訴訟等事務の適正な執行に著しい支障があるなど執行上やむ

を得ないときにつきましては、例外として本人以外からも収集することができることとしております。また、思想、信条、信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集は原則禁止しております。次に、利用目的の明示でございますが、本人から書面等により個人情報を得るときは本人にその利用目的を明示することとしております。ただし、人の生命等の保護により、緊急に必要なとき、または、本人または第三者の生命・財産の権利権益を害するおそれがあるときなどにつきましては、その例外としております。次に、個人情報の適正管理ですが、個人情報の事実の整合性や漏えい、改ざん、滅失等の防止のため、ウイルス対策や保管、職員研修等、必要な管理のため、措置を講ずることとしております。また、利用及び提供の制限として、例外はあるものの、実施機関が有する個人情報の目的以外の利用や提供することは制限することとしております。

次に、「個人情報取扱事務の登録」でございますが、個人情報ファイルにより個人情報を取り扱う事務を始める場合には一度に大量の個人情報を扱うため、取り扱い事務の名称、取り扱い機関、利用目的、個人情報項目等をあらかじめ町長に届け出て、これをもとに個人情報取り扱い簿を作成し、一般に公開するものでございます。次に、3ページの事務の委託でございますが、個人情報を取り扱う事務を、指定管理者も含み外部委託する場合、受託者においても個人情報の漏えい、改ざん、滅失等の防止等、適切な管理を行うための措置を講じさせる規定を設けたものでございます。また、受託事務に携わる者にも、業務執行中に知り得た個人情報の漏えいや不当な利用につきましては禁じております。

次に、開示、訂正、利用停止請求ですが、個人情報を利用し、事務を行う場合、その個人情報に誤りがあれば、当然その個人情報に係る町民の権利利益等に影響が出ることから、だれでも自分の個人情報を見せるよう請求することができることとし、その開示により確認した内容に誤り等があれば、訂正、削除、または利用停止の請求ができるものでございます。まず、開示請求権についてですが、この請求があった場合、開示できない情報があるものを除き、開示しなければならないこととしております。開示できない情報といたしましては、法令等及び国・県の指示によるもの、開示することにより請求者本人の生命等を害するおそれのあるもの、本人以外の個人情報が含まれている場合で開示により特定個人が識別できる場合や、本人以外の権利利益を害するおそれのあるものなどは開示しないものでございます。また、開示の際、不開示情報があり、個人

情報を全面的に開示できない場合は、原則、不開示情報を取り除いたもので部分開示することとしております。次に、保有個人情報の存否に関する情報ですが、開示請求に係る個人情報の有無を答えるだけで不開示情報を開示することになる場合については、その個人情報の有無を明確にしないで開示請求を拒否することができるものでございます。次に、開示決定等の期限についてですが、個人情報の開示、不開示の決定は書面で通知することとし、決定に係る期限は、請求文書を特定する期間を考慮し、原則、請求日から15日以内に行うこととし、先ほどご説明いたしました情報公開条例の期限等の規定に合わせて規定しております。次に、4ページをお開きください。事案の移送についてですが、開示請求のある個人情報がある他の機関で開示の決定等を行う方が適切である場合は、開示請求者にその旨を通知した上で、他の期間において開示の決定を行うものでございます。次に、第三者に対する意見書提出の機会の付与等についてですが、開示請求のある個人情報の中に町・国等及び本人以外の情報がある場合には、開示決定に当たり、これらの者に意見書の提出の機会を与えるものでございます。また、開示方法についてですが、開示は請求者本人に対し、文書類は閲覧または写しの交付により、電磁的な記録につきましては視聴、閲覧、写しの交付など、実施機関で定める方法により開示を行うものとしております。次に、訂正請求でございますが、だれも開示を受けた本人の個人情報に内容に誤りがあると考えた場合は、個人の権利利益に影響が出るおそれがあることから、個人情報の訂正請求ができることとしております。訂正請求があった場合、訂正に理由があれば訂正しなければならないこととし、その手続きについては開示請求手続きに準じて定めておりますので、説明は省略させていただきます。次に、利用停止請求権でございますが、開示を受けた本人に係る個人情報が適法に収集されたものでないとき、利用目的を超えて保有されているとき、本人の同意なしの利用等により個人の権利が不当に侵害されていると考えるときは、利用の停止や個人情報の消去などを求めることができる規定でございます。利用停止請求の手続きにつきましては、さきの開示請求、訂正請求手続きに準じて定めておりますので、説明は省略させていただきます。次に、異議申し立てでございますが、実施機関への開示請求、訂正請求、利用停止請求に対する決定などについて異議申し立てが合った場合は、不適合で却下する場合や、異議申し立て内容をすべて認め、開示、訂正、利用停止する場合以外は、異議申し立て人に通知した上で、海田町個人情報保護審査会に異議申し立てに対する決定について諮問するものでございます。



次に、5 ページをお開きください。個人情報保護審査会でございますが、個人情報保護の適正な処理を行うため、第三者的な諮問機関として海田町個人情報保護審査会を設け、この条例の規定によるその権限に属する重要な事項について調査及び審査をさせるものでございます。この審査会は5人以内で構成し、委員の任期は2年間とするものでございます。また、異議申し立て人、職員等から意見、説明の聴取、資料の提出を求めるなど、高度の個人情報に携わることから、委員または委員であった者に対し守秘義務規定を設けるとともに、審議は非公開とするものでございます。

次に、費用負担についてですが、開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る手数料は無料とするものですが、開示に際して写しの交付に係る費用は負担していただくものでございます。次に、他の法令との調整についてですが、他の法令の規定によって自己に関する個人情報を閲覧、縦覧、または個人情報が記録された行政文書の謄本、抄本の写しの交付を受けることができる場合、この個人情報保護条例の適用はしないものでございます。次に、この条例の運用状況の公表でございますが、毎年1回これを公表することとしております。

次に、罰則に関する規定でございますが、実施機関の職員、職員であった者や、受託業務に従事する者、従事していた者が、正当な理由なしに、個人の秘密に属する事項が記載された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金とし、業務上知り得た個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供したり盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金とする規定でございます。また、実施機関の職員が職権を乱用して、専らその職務の用以外に利用する目的で、個人の秘密に属する事項が記載された文書または電磁的な記録を収集したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金とするものでございます。また、偽りその他不正手段により個人情報の開示を受けた者は5万円以下の過料とするものでございます。

この条例の施行につきましては、個人情報保護法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に合わせ、平成17年4月1日からとしております。また、経過措置として、個人情報取り扱い事務についてはこの条例施行前のものについて遅滞なく個人情報取り扱い簿を整備することとしております。また、附則第3項では、この条例に規定する個人情報保護審査会委員の報酬及び費用弁償を定めるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。他の審議会委員と同様、報酬は1回6,100円とし、費用弁償についても他の委員と同様とする

ものでございます。以上で海田町個人情報保護条例の制定についての説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第4、第12号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第12号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。行政改革の一環として、旅費のあり方について見直しを行うため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせていただきます。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（窪地）それでは、議案第12号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の43ページ、資料につきましては資料12の「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等新旧対照表」をお出してください。この一部改正条例は、町の行財政改革の一環として、規定はしているものの、現に支給していない特別車両料金、特別船室料金を整理するとともに、県内の旅行については実費弁償のみとする所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容でございますが、まず、第1条の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正及び第2条の証人等の実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、別表の特別車両料金、特別船室料金の規定を削るものでございます。次に、第3条の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、これまでの条例改正の中で別表第2の引用条文にずれが生じておりますので、「別表第2（第5条関係）」を「別表第2（第6条関係）」に改めるとともに、別表中の特別車両料金、特別船室料金を削るものでございます。次に、第4条の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございますが、第3条で特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正の結果、別表において引用する条文の変更を受けて「第5条別表第2」を「別表第2」に改めるものでございます。次に、第5条の職員の旅費に関する条例の一部改正についてですが、第6条では、今回の改正に合わせ、条文の「当り」の送り仮名を整理するとともに、職員が県内を旅行する場合、日当を支給しないため、ただし書きを加えるものでございます。また、第11条関係の特

別車両料金、第12条関係の特別船室料金を削ることによる関係規定の整理をしたものでございます。

次に、附則の改正でございますが、従前、特別職に随行し200キロ以上旅行する一般職については特別車両料金を支給できる規定がございましたけれども、今回、特別車両料金をすべて支給しないこととなることから、この規定を削るものでございます。なお、この改正規定は平成17年4月1日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第5、第13号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第13号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。結核予防法の改正により、結核対策委員会を設置することから、委員の報酬を定めるため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明いたします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（窪地）議案第13号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の46ページをお開きください。また、資料13の「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表」をお出しください。今回の改正は、結核予防法の一部改正に伴い、小学校1年生及び中学校1年生における従来のツベルクリン反応検査、BCG予防接種がなくなったことにより、学校において結核検診を実施し、結核対策の審議会を新たに教育委員会に設置することといたしましたので、その委員の報酬等を定めるものでございます。

改正の内容でございますが、別表の中で「就学指導委員会委員」の後に「結核対策委員会委員」を置くものでございます。報酬の額は、他の審議会委員と同様、1回につき6,100円とし、費用弁償についても他の委員と同様とするものでございます。この改正条例は平成17年4月1日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第6、第14号議案、海田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第14号議案、海田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について。
海田町勤労青少年ホームの用途を廃止するため、条例の廃止を行うものでございます。
内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）福祉課長。

○福祉課長（植野）それでは、第14号議案、海田町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定についてご説明をいたします。47ページをご覧ください。海田町勤労青少年ホームは、昭和50年に開館し、町内居住の若者や町内企業にお勤めの若者の交流の場として広く活用されてきました。しかしながら、近年の若者のニーズの多様化や社会情勢の変動等により、勤労青少年の会員登録者数は年々減少し、平成15年度には登録者のない状況になっております。また、町内企業の意向を調査いたしましたが、以前のように大量な新規採用がない状況であり、今後の利用の希望もないとの意向でございました。これらの状況もあり、当初の設置目的を果たしましたので、勤労青少年ホームの用途を廃止するものでございます。附則でございますが、施行期日は平成17年4月1日でございます。また、勤労青少年ホーム条例の廃止に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表、勤労青少年ホーム運営委員会委員の項を削るものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第7、第15号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第15号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の制定について。（仮称）  
海田町福祉センターの完成に伴い、公の施設としての位置づけ、供用を開始するため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）それでは、第15号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書の48ページをお開きください。先ほど町

長が申しましたが、新たに海田町福祉センターを設置するものでございます。管理運営につきましては、従来の老人福祉センター機能を継承した福祉の拠点施設とするもので、健康増進プールを含めて、事業目的に支障のない範囲で一般住民の利用を図るものでございます。

条例の内容について順に説明させていただきます。まず、第1条は目的及び設置でございます。高年齢者の生きがいと自立を推進し、地域及び世代間の交流により、福祉の向上を図るためとする大きな柱により設置し、運営してまいります。

第2条の名称及び位置でございますが、名称を海田町福祉センターとし、位置については日の出町2番35号でございます。

第3条は事業でございます。設置目的に従いまして事業を展開してまいります。最初に、第1号が生活相談及び健康相談に等に関すること、第2号が健康増進の指導に関すること、第3号が機能回復訓練に関すること、こうした事業については健康増進プール等を中心とした利活用を図ってまいります。第4号は教養の向上及びレクリエーションに関すること、また5号は老人クラブに対する援助等に関すること、6号はその他福祉の増進に関する事業としております。

第4条は職員についてでございます。

第5条は使用者の範囲でございます。第1号は、町内に住所を有する満60歳以上の者及び身体障害者福祉法の第15条の規定により身体障害者手帳を受けている者、また、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者。次に、2号としては、49ページにまたがっておりますが、町内に事務所または事業所を有するボランティア団体、社会福祉関係団体及び地域団体であって、町長が施設の目的を達成すると認めた者としております。

第6条の一般使用でございますが、町長は、第5条に定める満60歳以上の者などの使用に支障がないときは、その他の者にも使用させることができるものでございます。すなわち福祉センターの事業目的を疎外しない範囲で一般住民の利用促進を図ろうとするものでございます。

第7条の使用の許可でございますが、まず第1項は51ページからの別表に掲げる会議室、多目的ホール等、また、個人使用のみとする健康増進プールを利用する場合はあらかじめ許可を受けなければならない。また、許可後に変更しようとするときも同じような許可行為を受けるというものでございます。また、第2項は許可及び変更等がある場

合で管理運営上必要があるときは、条件を付すことができるというものでございます。

第8条は使用の制限でございまして、許可に当たって、次に掲げます5つの項目については使用を許可しないというものでございます。なお、この項目につきましては他の類似の施設や公民館等と同様な規定でございまして、まず第1号が、風紀または秩序を乱すおそれがあると認めるとき、2号は、施設または設備を毀損するおそれがあると認めるとき、3号は、集団的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき、4号は、管理上支障があると認めるとき、5号は、町長が不適当と認めるときというものでございます。

第9条の禁止行為について。これは福祉センターを事業目的と即した適正な管理を図ることを目的とするもので、4つの項目について禁止行為とするものでございます。町長の許可を受けた場合はこの限りでないとするものでございます。まず第1号は、行商その他これに類する商行為、2号は、寄附の募集及び保険の勧誘、また3号は、宣伝その他これに類する行為、4号は、広告物等の掲示もしくは配布または看板、立て札類の設置を言うものでございます。

第10条は入館の制限でございまして、福祉センターには高齢者をはじめ一般の町民等が自由に出入りできるわけでございまして、1号は、伝染病の病気にかかっていると認められる者、2号は風紀または秩序を乱すおそれがあると認められる者。50ページをお願いいたします。3号は、施設または設備を毀損するおそれがあるもの、4号は、その他町長が不適当と認めた者でございまして。

次に、第11条の使用料でございしますが、まず第1項は、7条の規定により許可を受けてセンターを使用しようとする者は、第5条の第1項に規定する者、すなわち満60歳以上の者、あるいは身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている者を除いて、許可に際しては51ページからの別表に定める額を納付しなければならないとなっております。次に、2項では、別表のうち健康増進プールについては、使用料の1割以内の割引をした回数券を発行することができるというものでございます。第3項は、健康増進プールで使用する回数券の発行及びその使用について必要な事項は、規則で定めるというものでございます。

次に、第12条は使用料の減免でございしますが、町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができるというものでございます。この取り扱いとしましては、総務課で定めております公の施設の減免基準を基本とし、福祉センターの設置目的

及び事業等を勘案し、条例に基づく規則等を整備し、運用してまいりたいと考えております。

第13条は使用料の不返還の規定でございますが、一度納めていただいた使用料は、原則として返還をいたしません。ただし、次の1号、2号に掲げる場合は全部または一部を返還することができるという規定でございます。使用者の責任のないところで使用することができなくなった場合、例えば災害等により使用ができなかった場合が考えられます。

次に、14条は目的外使用及び権利譲渡の禁止の規定でございます。これも他の同様の施設と同じような扱いでございます。施設の許可を受けた目的以外に使用したり、またはこれを転貸したり、その使用权を譲渡してはならないということでございます。

第15条は使用許可の取り消しなどの規定でございますが、これも他の施設と同様な扱いでございます。1号から4号に掲げておりますが、これに該当するときは使用を制限したり、または使用を停止したり、もしくは退去を命ずることができるというものでございます。

第16条は原状回復義務ということで、第1項は、使用者の方が福祉センターの施設の使用が終了したとき、または前条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに場所を原状に復帰していただくというものでございます。51ページをお願いいたします。第16条の第2項になりますが、使用者が前項の義務を履行しないときは、町長はこれを執行し、その費用を使用者から徴収するというものでございます。

次に、17条は損害賠償の義務ということで、施設または設備等を毀損し、または滅失したときは、これを原状に復し、損害を賠償していただくというものでございます。

第18条は町の損害賠償選任ということで、第15条の規定、いわゆる使用の許可の取り消しなどの処分で使用者が損害を受けることがあっても、その代償の責めは負わないという規定でございます。

第19条は、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるというものでございます。

それから、附則でございますが、第1項は、この条例は平成17年4月1日から施行するものでございます。また、2項としましては、新たに福祉センターの設置によりまして、従来の海田町老人福祉センター設置条例は廃止するものでございます。また、3項は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に書いてあり

ます老人福祉センター医を削除するというものでございます。具体的には、従来の老人福祉センターの特A型からA型に種別変更になったことによるものでございます。以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第8、第16号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第16号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について。事務所の役場庁舎への移転及び不動産登記法の改正に伴う用語の整理を行うため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）海田市駅周辺まちづくり事務所長。

○海田市駅周辺まちづくり事務所長（青木）それでは、第16号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書の53ページをお開きください。このたびの広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の一部改正は、土地区画整理法で定める事務所の新たな所在地を規定するとともに、不動産登記法の改正に伴う用語の整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正する条文は、第5条の事務所の所在地でございます。内容は、事務所が役場庁舎へ移転することに伴うもので、新しい所在地を海田町上市14番18号に改めるものでございます。次に、第15条第1項及び第3項の改正は、不動産登記法が全部改正され、「土地登記簿」「建物登記簿」という表現が「登記簿」という表現に改正されたことによりまして、用語の整理をするもので、「土地登記簿」を「登記簿」に改めるものでございます。

この条例の施行期日でございますが、第15条第1項の改正は平成17年3月7日から、第5条の改正につきましては平成17年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）この際、日程第9、第17号議案、平成17年度海田町一般会計予算から日程



第14、第22号議案、平成17年度海田町水道事業会計予算までは一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第17号から第22号議案まで、一括上程させていただきます。平成17年度海田町一般会計ほか5会計予算について。第17号から第22号まで一括提案を申し上げます。平成17年度海田町一般会計ほか5会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心に編成しております。第17号議案、平成17年度海田町一般会計歳入歳出予算の総額は73億6,100万円と決めました。第18号議案、平成17年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額は16億9,153万3,000円と決めました。第19号議案、平成17年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は24億8,855万3,000円と決めました。第20号議案、平成17年度海田町老人保健特別会計歳入歳出予算の総額は22億1,729万円と決めました。第21号議案、平成17年度海田町介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は11億6,140万5,000円と決めました。第22号議案、平成17年度海田町水道事業会計予算は収益的収支では、収入総額4億9,238万3,000円に対し、支出総額は4億5,734万1,000円と決めました。一方、資本的収支につきましては、収入総額212万6,000円に対し、支出総額は1億7,938万8,000円で、その不足額は当年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定でございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、平成17年度一般会計の概要についてご説明いたします。お手元にお配りしております第17号議案及び資料14の予算説明書並びに資料21の「予算の概要」に沿ってご説明申し上げます。各会計ごとの予算につきましては資料21で詳しく書かれておりますので、「予算の概要」資料21によりましてご説明させていただきたいと思っております。

まず最初に、表紙の次に「はじめに」の中に書かれておりますけれども、平成17年度から、これまでの行政目的別の区分から、さらに細かい事業ごとの予算を分類する事業別予算を導入いたしました。この事業別予算を導入することで、これまで行政目的別の予算額、決算額しか把握できなかったものが、個々の事業ごとに予算額や決算額の把握ができるようになってまいります。また、事業ごとのコスト計算ができるようになり、今後の事業の見直しや行政評価などを議論する際に活用することができるようになるものと思っております。今後、住民参加の行政を推進する上でぜひとも必要な方式であると考えていますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、1 ページをお願いいたします。1 ページの1 の「平成17年度予算編成の基本的な考え方」でございますが、ここに掲げております4つの点に配慮し、予算を編成しております。

2 ページをお願いいたします。財政規模につきましては、17年度の一般会計の当初予算規模は73億6,100万円で、16年度当初予算の97億9,100万円と比べ24億3,000万円、24.8%の減額となっております。16年度予算には、一時的な経費として、福祉センター建設事業費や減税補てん債の借りがえる経費を含んでおりましたので、これらを除いた額での比較では10.3%の減額となっております。

6 ページをお願いいたします。行政改革への取り組みでございますけれども、6 ページから8 ページにかけて、経費水準の見直し、事務事業の見直し、負担金・補助金の見直しを行い、その削減額を掲げております。8 ページの方をお願いいたします。8 ページの合計でその効果額をあらわしておりますが、合わせて2億5,958万6,000円の削減を図ったものでございます。

次に、9 ページから12ページにかけまして国の三位一体の改革について掲げております。11ページをお願いいたします。11ページの下表であります。本町における三位一体の改革の影響総額をあらわしたものでございます。17年度での本町の影響額につきましては、所得譲与税の増額5,536万1,000円はあるものの、国庫補助負担金や交付税などの減収により、合計では2億1,797万8,000円の減収となるものと見込んでおります。

13ページをお願いいたします。17年度の歳入予算であります。主なものや対前年度比の額または率の大きいものについてこの表でご説明させていただきたいと思っております。まず、本町の歳入の基幹であります1 款の町税でございますが、対前年度比150万円の減額としております。次に、2 款の地方譲与税であります。対前年度比をご覧いただければと思っておりますけれども、5,763万8,000円、46.2%の増となっております。三位一体の改革に伴う所得譲与税の増額によるものでございます。次に、3 款の利子割交付金につきましては1,187万8,000円、39.5%の減額となっております。高利の郵便貯金の満期の影響や、株式への運用が広がったことなどにより減額となるものと考えております。次に、6 款の地方消費税交付金であります。1,427万1,000円、4.6%の減額となっております。消費の落ち込みの影響による消費税の減少によるものと考えております。次に、10 款の地方交付税につきましては1億3,000万円、26%の減額となっております。国の三位一体の改革の影響によるものでございます。次に、14 款の国庫支出金につきましても

7,473万円、18.8%の減額となっております。これも、国の三位一体の改革の影響で国民健康保険国庫負担金に係る保険基盤安定負担金が国庫負担から県費負担に振り替わったことや、養護老人ホーム等保護費負担金などが税源移譲されたことによるものでございます。次に、15款の県支出金につきましては5,153万9,000円、15.6%の増額となっております。これも国民健康保険国庫負担金に係る保険基盤安定負担金が国庫負担から県費に振り替えられたことによるものでございます。次に、18款の繰入金につきましては2億8,721万9,000円、59.2%の減額となっています。財源不足の調整のため、財政調整基金等からの繰入れで財源を補っておりますけれども、基金の取り崩し額の減額によるものでございます。次に、21款の町債につきましては20億4,720万円、70.0%と大幅な減額となっております。平成16年度に福祉センター建設事業や平成7・8年度発行の減税補てん債の借りがえを行ったことによるものでございます。以下、歳入の増減の主な内容につきましては15ページから25ページにかけて掲載しておりますので、また後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、14ページをお願いいたします。14ページでは、自主財源と依存財源の各年度の当初予算での比較を行っております。17年度では自主財源は63.6%、対前年度比13ポイント上昇しております。依存財源である交付税や国県支出金、町債の減額によるものでございます。

それでは、26ページをお願いいたします。26ページの7の「歳出の状況」でございますが、まず、議会費でございます。議会費では2,019万7,000円、16.4%の減額となっております。主な減額の理由は、議員定数4名の減による減額でございます。次に、総務費でございますが、8,998万7,000円、9.2%の減額となっております。主な減額の理由は、広島県との職員相互派遣交流がなくなったことや、17年度には県知事選挙があるものの、16年度実施の参議院議員選挙や町議会議員選挙などの減額、また、前納報奨金制度の廃止に伴う減額によるものでございます。次に、民生費であります。8億5,616万円、29.8%の減額となっております。主な減額の理由は、福祉医療費などの扶助費の増額はあるものの、福祉センター建設に伴う事業費の減額などによるものでございます。次に、農林水産業費でございますが、2,245万9,000円、43.0%の減額となっております。主な減額の理由は、レジャー農園整備事業や小規模崩壊地復旧事業の増額はあるものの、三迫2丁目地内農道改良工事の減額によるものでございます。次に、土木費でございますが、8億893万5,000円、36.7%の減額となっております。主な減額の理由は、工事請負

費の減額や中店小学校線の街路事業費や総合公園整備事業費などの減額によるものでございます。次に、教育費でございますが、7,423万1,000円、8.8%の減額となっております。主な減額の理由は、教育用パソコンのリース期間満了や、海田中学校の防球ネットや海田西中学校のトイレ改修工事や織田幹雄展の減額によるものでございます。次に、公債費でありますけれども、5億4,063万7,000円、34.8%の減額となっております。主な減額の理由は、平成7年・8年度発行の減税補てん債の減額によるものでございます。その他の主な増減理由につきましては、27ページからの議会費から33ページまでの公債費まで、具体的に記述しておりますので、またご参照いただきたいと思います。

次に、34ページをお願いいたします。34ページ、性質別に歳出を掲げております。一般会計性質別歳出予算一覧表の義務的経費につきましては、対前年度比で5億6,417万6,000円、13.6%の減額となっております。職員の削減による人件費の減と、平成7・8年度発行の減税補てん債の減によるものでございます。次に、投資的経費につきましては、17億5,433万円、67.8%の減額となっております。町単独普通建設事業費のうち福祉センター建設事業によるものや中店小学校線道路改良事業の抑制に伴う減額でございます。次に、その他の経費につきましては1億1,149万4,000円、3.6%の減額となっております。福祉センター開設に伴う備品等の整備や教育用パソコンのリース期間満了に伴う物件費の減額によるものでございます。35ページから45ページにかけましてまた具体的に掲げておりますので、ご参照いただきたいと思います。

46ページをお願いいたします。46ページでは、総合基本計画の部門別での歳出予算を掲げております。この表の下合計額が17年度予算の歳出の額の73億6,100万円と突合するものでございます。各部門別の具体的な事業ごとの予算額につきましては47ページから61ページにかけて掲げておりますので、ご参照いただきたいと思います。

また、62ページから65ページにかけまして、新規事業や廃止、休止、完了した事業、66ページから68ページにかけましては行政サービスと住民負担として行政コストの主なものなどについて掲げております。また、69ページから70ページでは、財政健全化計画（素案）との比較をあらわしております。また、71ページから73ページまでの表につきましては、平成16年度と平成17年度における目的別性質別の当初予算比較をお示ししておりますので、予算審議の参考にいただきたいと思います。

続きまして、14の資料をご覧いただきたいと思います。資料14の「一般会計予算説明書」の117ページをお願いいたします。債務負担行為でございますけれども、117ページ

から118ページにかけて13件を計上しております。

次に、議案の方をお願いいたします。第17号議案でございます。17号議案の表書きでございますけれども、第1条では歳入歳出予算を定めております。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億6,100万円と定めるものでございます。第2条では地方債の借入れ条件について定めております。この議案の方の9ページから11ページにかけて「第2表 地方債」ということで11件をお願いしております。次に、第3条では、一時借入金として借り入れられる限度額を定めさせていただいております。10億円でございます。次に、第4条では、歳出予算の流用について定めております。

以上、簡単でありますけれども、平成17年度一般会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、第18号議案、平成17年度海田町公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。資料21「予算の概要」をお願いいたします。75ページをお願いいたします。

初めに、17年度の財政規模でございますが、16億9,153万3,000円で、16年度当初予算に比べまして1億6,941万8,000円、9.1%の減額となっております。

次に、歳入の概要でございますが、分担金及び負担金といたしまして5,823万7,000円を見込んでおります。前年度と比べまして1,048万6,000円、15.3%の減額となっております。主な減額の理由は、賦課面積の減に伴います下水道受益者負担金の減額によるものでございます。次に、使用料及び手数料につきましては、下水道の接続件数が増えたことから、前年度より2,002万円、5.9%の増額を見込んでおります。続きまして、国庫支出金につきましては2億2,300万円で、前年度と比べ7,700万円、25.7%の減額でございます。これは事業量の減少に伴うものでございます。繰入金につきましては、3億4,346万6,000円で、前年度と比べ4,108万5,000円、10.7%の減額でございます。これは基準外繰入額の減少で、主に単町分の事業費を抑制したことによるものでございます。繰越金につきましては存目でございます。諸収入は6,356万1,000円を見込んでおります。前年度に比べ1,676万7,000円、20.9%の減額となっております。主な減額の利用は、水洗便所改造資金貸付金償還金の減額によるものでございます。次に、町債でございますが、6億4,310万円を見込んでおります。前年度に比べ4,410万円、6.4%の減額となっております。77ページにグラフであらわしておりますが、17年度末での町債残高は約98億円程

度になる見込みでございます。以上によりまして収入総額は16億9,153万3,000円となります。

続きまして、歳出の概要でございますが、78ページをお願いいたします。総務費は1億5,524万7,000円で、16年度当初予算と比べまして1,389万9,000円、8.2%の減額となっております。主な減額の理由といたしましては、人件費及び水洗便所設備資金貸付金の減額によるものでございます。次に、事業費は8億6,063万5,000円を計上いたしております。16年度当初予算に比べまして1億9,257万8,000円、18.3%の減額となっております。主な理由といたしましては、委託料、負担金補助及び交付金の増額はあるものの、工事請負費の減額によるものでございます。なお、17年度に予定しております工事箇所につきましては、資料31にお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。公債費は6億7,465万1,000円計上いたしております。16年度当初予算と比べまして3,705万9,000円、5.8%の増額となっております。主な理由といたしましては、起債償還元金の増額によるものでございます。予備費につきましては前年度と同額でございます。これによりまして歳出総額は16億9,153万3,000円となります。

また、節別予算の歳入につきましては資料15の3から5ページに、歳出につきましては6から10ページに、地方債に関しましては11ページに、給与費明細につきましては12から16ページにございますので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、18号議案をお願いいたします。平成17年度海田町公共下水道事業特別会計の予算総額は16億9,153万3,000円と決めました。また、地方債の限度額等につきましては4ページ「第2表 地方債」によりその限度額を6億4,310万円と定めております。一時借入金の最高額は7億円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）暫時休憩します。再開は14時30分。

~~~~~○~~~~~

午後2時10分 休憩

午後2時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

第19号議案、平成17年度海田町国民健康保険特別会計予算の説明をお願いします。住民課長。

○住民課長（貝原）それでは、第19号議案、平成17年度海田町国民健康保険特別会計予算

案の説明を申し上げます。一般会計等と同様、資料21の「予算の概要」により、要点のみ説明してまいります。

93ページをお開きください。財政規模につきましては、平成17年度当初予算24億8,855万3,000円で、16年度当初予算と比べ817万1,000円、0.3%の増額となっています。

次の94ページをお願いします。財政健全化につきましては、引続き収納率向上対策、医療費適正化対策、保健事業対策に具体的、効果的に取り組むのはもちろんのこと、17年度から新たに口座振替納税者への領収書の送付を各期ごとから年1回に変更するなど、関連経費の削減を図ってまいります。

95ページをお願いします。歳入予算でございます。歳入予算の表に基づきご説明申し上げます。まず、国民健康保険税ですが、被保険者の増により16年度当初予算に比べると1,439万6,000円の増額となっています。次に、使用料及び手数料の督促手数料は16年度当初予算に比べると3万円の増額となっております。14年度、15年度の実績から、増額いたしました。国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交付金は、16年度当初予算に比べるとそれぞれ減額となっています。これは、算定の基礎になる療養給付費や高額医療費共同事業費拠出金額を実績に基づき計上したことによるものです。財産収入の基金利息は前年度と同額です。繰入金是一般会計からの繰入金で、16年度当初予算の存目に比べ730万6,000円の増額となっています。これは、保険税軽減世帯の増加による保険基盤安定負担金と福祉医療費助成対象者拡充による福祉医療費波及分の増額が主なものとなっております。繰越金は存目です。延滞金の諸収入は前年度と同額です。なお、歳入予算についての内容等は96ページから99ページまでに記載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、100ページをお願いします。100ページの目的別歳出予算表により、歳出について説明します。総務費は16年度当初予算に比べると168万4,000円、10.4%の減額となっています。主な理由は、町全体の取り組みである公用車の部単位一括管理による一般会計への移行、印刷物の規格統一等による減額によるものです。保険給付費は、16年度当初予算と比べると237万4,000円、0.1%の増額となっています。これは、不確定要素が大きいため、実績に基づき計上したことによるものです。ただし、高額な医療費の影響を受ける療養給付費及び平成16年度後半に急増した退職被保険者等高額療養費については伸び率による加算をしております。老人保健拠出金と介護納付金は平成16年度の拠出金、納付金決定額により計上いたしました。老人保健拠出金は1,010万5,000円の増

額、介護納付金は100万2,000円の減額となっております。共同事業拠出金についても、実績に基づき計上したため、166万8,000円の減額となっております。保健事業費は、16年度当初予算に比べると19万6,000円の増額となっております。海田町福祉センターでの健康増進事業を新たに展開するためでございます。積立金は前年度と同額です。公債費は存目。諸支出金の保険税還付金は16年度当初予算と比べると15万円の減額となっております。14年度、15年度の実績から、減額いたしました。最後の予備費は前年度と同様の予算計上となっております。なお、歳出予算については、101ページから105ページまでに記載しておりますので、ご参照ください。

次の107ページから109ページまでの表は、平成16年度と17年度における節別内訳の当初予算比較を示しております。

以上で平成17年度海田町国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村） それでは、第20号議案であります平成17年度海田町老人保健特別会計予算について、同じく資料21の「予算の概要」に沿って説明を申し上げます。恐れ入りますが、「予算の概要」111ページをお開きください。

まず、1の予算編成方針と3の財政健全化への取り組みについてでございますが、このことにつきましては、さきの町長の施政方針の中で申し上げておりますので、割愛させていただきます。

次に、2の財政規模でございますが、平成17年度の当初予算規模は22億1,729万円で、16年度の21億7,748万7,000円と比べまして3,980万3,000円、1.8%の増額となっております。

次に、歳入の概要についてご説明申し上げます。112ページをお開きください。平成17年度当初予算の歳入は、医療費の増加に伴い、前年度当初予算と比べまして、社会保険診療報酬支払基金交付金については、総医療費に対する法定負担割合が引き下げられたことで医療費交付金が減少するものの、国庫支出金、県支出金、町負担分の繰入金はいずれも総医療費に対する法定負担割合が引き上げられたことでの増額となっております。歳入の主な増減理由の詳細につきましては113ページ及び114ページをご参照いただきたいと思います。

次に、歳出の概要についてご説明申し上げます。115ページをお願いいたします。17年度の歳出予算は、平成17年度10月からの、70歳から75歳に対象年齢の段階的引き上げ



により、被保険者が減少するものの、1人当たりの医療費が伸びていることや、医療費支給費の支給件数の増加等に伴い支給額が増加することから、医療費の上昇を1.8%見込んだ予算措置を行っております。また、歳出の主な増減理由の詳細につきましては116ページをご参照いただきたいと思います。

また、117ページから119ページまでは節別の予算内訳表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、老人保健特別会計予算の説明を終わります。

○議長（前田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）続きまして、第21号議案、平成17年度海田町介護保険特別会計予算について、同じく資料21の「予算の概要」に沿って要点のみ説明を申し上げます。121ページをお開きください。

1の予算編成と3の財政健全化の取り組みでございますが、これは先に町長が施政方針の中で申し上げておりますので、割愛させていただきます。

2の財政規模でございますが、17年度当初予算規模は11億6,140万5,000円で、16年度の11億848万5,000円と比べて5,290万、4.8%の増額となっております。

次に、歳入の内容についてご説明申し上げます。122ページをお願いいたします。17年度の歳入予算は、保険給付費の総額が増加したことに伴い、保険給付費を一定の法定負担割合で賄う65歳以上の1号被保険者が負担する保険料及び40歳から65歳までの第2号被保険者が負担する保険料を取りまとめたの社会保険診療報酬支払基金交付金と国庫支出金、県支出金及び町負担分の一般会計からの繰入金は、16年度当初予算と比べましていずれも増加しております。保険料は平成15年度から17年度までの3年間の、65歳以上を加入者とししました第1号被保険者の介護保険給付費の見込み量と保険料の必要性の試算に基づいたものでございます。保険給付費に対する保険料の財源不足を補うため、介護給付費準備基金から1,427万2,000円の繰入れを行っております。歳入の主な増減理由の詳細につきましては123ページから125ページまでをご参照ください。

次に、歳出の概要についてご説明申し上げます。126ページをお願いいたします。歳出予算は、1号被保険者の増加に伴い、介護認定を受ける被保険者数と居宅及び施設サービスの利用が伸びることから、介護サービスの利用に係る保険給付費の上昇を4.7%と見込んだ予算措置を行っております。また、総務費につきましては、新規事業としまして、保険給付費の抑制等を図る一環としまして、介護サービス利用者にサービスの内容等を

送付し、確認していただくための給付費通知書の作成等に伴う予算措置を行っております。なお、口座振替通知を、町税等にあわせまして年1回にした予算も含んでおります。歳出の主な増減理由の詳細につきましては127ページから128ページをご参照いただきたいと思います。

また、129ページから131ページまでは節別内訳表を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で介護保険特別会計予算の説明を終わります。

○議長（前田）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、第22号議案、平成17年度海田町水道事業会計予算つきましてご説明申し上げます。資料22「予算の概要」の1ページをお願いいたします。

予算規模でございますが、損益収支につきましては、事業収益が4億9,238万3,000円で、前年度当初予算に比しまして0.8%の減となっております。また、事業費用は4億5,734万1,000円で、0.6%の減となっております。一方、資本的収支におきましては、資本的収入は212万6,000円で、前年度と比べ62%の減、資本的支出は1億7,726万2,000円で、前年度に比べ2.2%の減となっております。差引き不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定でございます。

2ページをお願いいたします。経費削減の取り組みといたしまして5点挙げております。これによりまして1,940万7,000円の効果を見込んでおります。

次に、目別予算比較の収益的収入でございますが、給水収益は4億2,568万2,000円で、前年度に比べ0.7%の減額となっております。水需要の低迷のため、給水収益の減少傾向が続いております。次に、受託工事収益とその他営業収益につきましては、前年度とほぼ同額となっております。次に、分担金は1,680万円で、3.9%の減額となっております。続きまして、3ページの収益的支出でございますが、原水及び浄水費は1億2,526万4,000円で、前年度に比べ6%の減額となっております。主な減額の理由は、人件費及び修繕費の減額によるものでございます。次に、配水及び給水費でございますが、6,318万2,000円で、前年度に比べ8.8%の減となっております。主な減額の理由は、人件費の減額によるものでございます。次に、総係費でございますが、7,141万7,000円で、前年度に比べ13.5%の増額となっております。これは、主に人件費及び負担金の増額によるものでございます。次に、受託工事費でございますが、前年度とほぼ同額となっております。次に、減価償却費は8.2%の増、資産減耗費は19.2%の増となっております。支払利息及び

取扱諸費は、前年度に比べ9.6%の減額、繰延勘定償却は24.3%の減額、雑支出につきましては24%の減額、消費税と予備費につきましては前年度と同額でございます。以上の結果、3,504万2,000円の利益を予定しております。次に、4ページの資本的収入の工事負担金は212万6,000円で、前年度に比べ62%の減額となっております。主な理由は、消火栓設置工事負担金の減額によるものでございます。次に、資本的支出の配水設備整備費は、前年度に比べ25.8%の減額となっております。工事といたしましては、配水管の布設替工事、下水道関連の移設工事等を予定しております。なお、詳しい工事内容につきましては資料32に提示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。次に、メーター費でございますが、44.6%の減額でございます。次に、浄水設備整備費及び送水設備整備費につきましては皆増でございます。固定資産購入費は27.5%の減額でございます。企業債償還金は46.1%の減額となっております。17年度は繰り上げ償還の予定はなく、通例の償還のみでございます。

以上、「予算の概要」を元に説明いたしました。なお、予算実施計画、給与費明細書等につきましては資料19に、収入及び支出の予算明細につきましては資料20に載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

第22号議案をお願いいたします。第2条の業務の予定量といたしましては、給水戸数1万1,990戸、年間総配水量367万3,000立方メートル、1日平均配水量1万63立方メートルを予定しております。また、(4)といたしましては、主な建設改良工事をお示ししております。第3条及び第4条につきましては、先ほど説明いたしましたので、省略させていただきます。次に、3ページをお願いいたします。第5条で一時借入金限度額といたしまして5,000万円と定めております。第6条でございますが、ここでは流用禁止項目を記載しております。第7条といたしましては棚卸資産の購入限度額をお示ししております。

以上で平成17年度水道事業会計の予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で全議案の説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。第10号議案、海田町情報公開条例の制定についてから第22号議案、平成17年度海田町水道事業会計予算までの13議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第10号議案から第22号議案までの13議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決定します。

この際、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長・副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。委員の皆さんは委員会室にて委員長・副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時49分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長に中岡君、副委員長に宮坂君と決定しておりますので、報告いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第15、発議第1号、「定率減税」の廃止を行わないことを求める意見書（案）についてを議題とします。提出者より提案理由説明を求めます。岡田君。

○4番（岡田）4番、岡田です。「定率減税」の廃止を行わないことを求める意見書。読み上げて提案理由といたします。

政府は、所得税・住民税の定率減税の廃止を行おうとしております。この定率減税は、「現下の著しく停滞した経済活動の回復に資する」という目的で、1999年度に「恒久的減税」として実施されました。その中身は、（1）所得税の最高税率を50%から37%へ引き下げ、（2）税額から20%を控除する所得税定率減税、15%を控除する住民税定率減税の導入、（3）法人税率の引き下げなどを実施し、約7兆円の大型減税として、景気の落ち込みが深刻化する経済状況の下支えとして大きな役割を担ってきました。

ところが、財務大臣は「不良債権問題、過剰債務問題がようやく解消に向かい、景気

回復が底がたいものとなってきた」と、定率減税廃止の条件が整ったとの認識を示しているが、現実には一部の大企業を除いて所得回復の兆しは見られておりません。国税庁の統計でも、定率減税が導入される前年の1998年と比べ、民間企業の労働者の給料は2003年度で19兆円も落ち込んでいる。ここ6年間、サラリーマンの所得は連続して落ち込み、特に地方での落ち込みは一層厳しいものになっています。また、日本総合研究所はレポートで、定率減税を廃止すれば、個人消費を1兆3,000億円押し下げるとの試算を公表しております。定率減税の廃止は、庶民に総額3兆円を超える負担を重くのしかけ、景気回復の芽を摘み取るものであることは明らかです。

以上の趣旨に基づき、「定率減税」の廃止は行わないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論があるようでございますので、まず、反対の討論から行います。反対討論があれば許します。西山君。

○10番（西山）10番、西山です。「定率減税」の廃止を行わないことを求める意見書につきまして、反対の立場で討論をいたします。

確かに、定率減税を廃止するということは、私たち国民にとって大変負担を強いるわけですが、この定率減税は、当初1999年に制度を導入したときに、景気の低迷によるための減税でございました。この減税を廃止したもとは、国民年金の国庫負担の3分の1から、この皆様から税金をいただいたものは国民年金の国庫負担を2分の1に上げるための財源とするものでございます。国民年金の安定のためには何らかの措置が必要でございましたので、国民年金の国庫負担3分の1を2分の1に充てるための減税を廃止するわけですので、この意見書には反対の立場から討論いたしました。

○議長（前田）続いて、賛成討論があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）「定率減税」の廃止を行わないことを求める意見書の提出について賛成

討論をいたします。

国民年金が云々とありますが、こういう国民年金とは無関係ではないけれども、実際これが年金の方にすべて充てられる、こういう内容ではありません。定率減税とは、所得税の20%、住民税の15%を最大29万円まで一律に差引く減税で、先ほどから言われております1999年に導入されましたが、今、小泉内閣が定率減税を半額・廃止、さらにその後には消費税増税という二段構えの大増税を計画しております。長引く不況と、年金など社会保障の負担増で家計は苦しくなるばかりであります。一体暮らしはどうなるのか、自民党や公明党は何を考えているのか、不満と怒りが噴出しております。2005年から2006年にかけて所得税・住民税の定率減税が廃止されれば3.3兆円、半減でも1.7兆円の負担増であります。独身者から子育て世帯までほとんどのすべての世帯で数万円から20数万円にもなります。景気対策のためと始めた定率減税を、景気の落ち込みが心配される中、縮小・廃止するのは、全く道理がありません。定率減税がなくなりますと、年収500万円の単身世帯は約7万6,000円増税であります。夫婦共働きで夫が300万円、妻が200万円の世帯は5万2,000円の増税であります。4人家族で夫だけの世帯は約3万5,000円の増税になるわけであります。2004年12月16日付の東京新聞の報道によれば「2003年の総選挙で定率減税廃止を公約した公明党」と報道し、また、与党税制協議会で公明党のメンバーの1人が「うちが言い出した」と、与党税制協議会での状況を報道しております。2005年から2006年にかけて所得税・住民税の定率減税が廃止され、そして2007年から消費税を10%にする動きがあります。民主党も年金目的ならと、増税推進の意向を見せております。消費税は今5%で、国民1人当たり10万円と言われ、10%なら20万円の増税になります。この2年間で定率減税がなくなって増税、さらに消費税が2007年から増税されれば、所得の少ない人ほど負担が重い税になります。国民の懐を温め、国民の消費購買力をつけない限り、景気は回復いたしません。よって、「定率減税」の廃止を行わないことを求める意見書の提出に賛成して、討論を終わります。

○議長（前田）続いて、討論があれば許します。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第1号について採決を行います。この採決は起立によって行います。お諮りします。

発議第1号について賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田）起立少数です。よって、発議第1号は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第16、発議第2号、「憲法改悪に反対し、9条を守る」ことを求める意見書（案）についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。岡田君。

○4番（岡田）発議2号、「憲法改悪に反対し、9条を守る」、このことを求める意見書を提出いたします。読み上げて、提案理由といたします。

「憲法改悪に反対し、9条を守る」ことを求める意見書（案）。

日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争への反省から、平和と民主主義の願いを込めてつくられました。とりわけ戦争の放棄を決めた9条は「戦争のない世界」の流れの先駆けとして、人類的価値を持っております。しかし、今、アメリカに従って戦争できる国、このようにしようと、憲法9条を変える動きが公然と強まっております。日本がなすべきことは、この日本の宝である憲法9条、これを日本と世界に役立てることです。

以上のことから「憲法改悪に反対し、9条を守る」ことが求められております。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。どうか皆さん方、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論があるようでございますので、まず、反対の討論から行います。反対の討論があれば許します。住吉君。

○15番（住吉）15番、住吉でございます。こういう討論は常に私の番だと思っています。発議第2号、「憲法改悪に反対し、9条を守る」ことを求める意見書（案）に反対し、討論をいたします。

現憲法は昭和22年5月3日に制定され、既に58年になろうとしております。その間、一度も改正されておられません。その間に国内外の情勢の変化は著しいものがありまして、

その情勢の変化に対応できなくなっております。矛盾と思えるような解釈で対応しているのが現実でございます。改正すべきであり、改正するのが私は国益だというふうに思っております。現在の憲法では国自体が普通の国として機能を果たせなくなっておりますのは皆さんご承知のとおりであります。最近では、国民の大多数が改正に賛成しており、世論調査では憲法改正容認が79%にも達しております。その賛成の中でも9条の改正が最も多く、55%を占めております。特に9条は改正すべきではないというふうな反対案がありますけれども、9条こそ改正が必要であります。もちろん他国を侵略するような戦争はしてはなりません。ただし、他国の侵略に対して敢然と立ち向かって自国を守り、平和を保たなければなりません。特に9条の2項には、陸海空その他の戦力はこれを保持しない、国の交戦権は認めないとありますが、これらが現在、自衛隊の存在を否定する要因になっております。しかしながら、現在では国民の80%以上が自衛隊を認めておるような状況でございます。特に我が国の周辺では、いろいろありますけれども、北朝鮮は200基以上のノドンミサイルを日本に照準を合わせて設置しております。また、数発の核弾頭も持っていると言われております。つい先日も、ミサイル部隊を増強すると発表いたしました。これは我が国への脅迫以外何物でもありません。特に拉致問題等で経済制裁を加えるというふうなことを言っておりますので、ミサイル部隊を増強するというふうに言っております。個人的な考えですが、憲法に起因する政府の弱腰外交にもあると思います。中国でも現在、少なくとも100万以上の陸軍を擁しており、軍事費はどんどんどんどん増やしております。先日も、原子力潜水艦が我が国の領海を侵犯いたしました。これは国の主権を完全に侵されているのですが、強い抗議もしない、できない。これは憲法があいまいだから対処できない。対処方法も現在定めておりません。イラクに命がけで派遣されている自衛隊も他国に守ってもらわなければみずからが防御できないような法整備であります。細かく言いますと、刑法37条とか38条、要するに緊急避難とか正当防衛しか銃の使用ができない。相手に先に撃たれてからでは正当防衛もくそもありません。9条のみをとらえても矛盾だらけではありますが、平和を守ることは極めて重要であります。そのためには外敵の侵略から自分の国を守ることが基本であります。また、そのことが世界平和に貢献する道でもあります。したがって、憲法は速やかに改正すべきであると私は考えております。よって、憲法改悪に反対し、9条を守ることを求める意見書（案）には反対いたします。討論を終わります。

○議長（前田）続いて、賛成討論があれば許します。佐中君。



○16番（佐中）「憲法改悪に反対し、9条を守る」ことを求める意見書に賛成討論を行います。

日本国憲法を改憲しようとする動向は、昨今急に進んでまいりました。また、日本経団連、経済同友会などの経済団体、マスコミの一部までが、2007年の改憲、創憲、加憲に向けた動きを早めております。こうした動きは、昨年アメリカの 국무副長官の「憲法9条が日米同盟関係の妨げの1つになっている」との発言など、アメリカの意向が強く働いていることは容易に推察できます。改憲勢力のねらいは、先ほどありましたように、憲法9条を改悪して、日本をアメリカとともに海外で「戦争する国」に変えることにあります。日本国憲法は、日本国民とアジアの人々におびたしい惨禍と犠牲を強い、た侵略戦争への苦痛の教訓に立って、主権在民、恒久平和、基本的人権、国権の最高機関としての国会の地位、また地方自治など、民主政治の柱となる平和的・民主的な条項を定めております。とりわけ武力行使の永久放棄や戦力不支持を明記する9条は世界に誇るべき平和の原則でありますし、広島と長崎の心であります。ところが、小泉純一郎首相はこの憲法を改悪するため、自民党の憲法改正試案を2005年11月までにまとめるように指示し、これを受けて自民党は改憲の手続きとなる国民投票法案を国会に提出することを決めました。現職の首相が期日を設けて改憲案の取りまとめを指示したのは歴史上初めてのことであります。国民の「二度と他国を侵略すべきでない」との思いは強く、世論調査でも憲法9条を支持する人々が多数を占めております。今、日本がなすべきことは、先駆的な憲法原則を日本と世界の平和に役立てることです。日本国憲法が戦後60年果たしてきた役割や、現実には起こっている様々な問題と憲法とのかかわり、平和と暮らし、子どもと教育のかかわりの問題など、国民の良心に訴えて、賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（前田）ほかに討論はございませんか。崎本君。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。私はこの「憲法改悪に反対し、9条を守る」ことを求める意見書には、この前文に対しては反対ですが、9条を守って日本の平和を守ることには賛成であります。今直ちに9条を変えて武器を持って他国へ行くのは、私はそういうことは反対いたしますので、9条を守ることに対しては賛成いたします。今すぐ改悪をするのは私は反対であります。以上です。

○議長（前田）ほかに討論はございませんか。今のは賛成のようでございますので、反対の討論があれば許しますが、なければ討論を終わりますが、いいですか。討論ございま

すか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田）討論を終結いたします。これより発議第２号について採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。

発議第２号について賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田）起立少数でございます。よって、発議第２号は否決されました。

この際、皆さんにお諮りいたします。平成17年度予算審査特別委員会のため、２月11日から２月20日までの10日間、休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、２月11日から２月20日まで、10日間の休会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも大変お疲れさまでございました。ご苦労さまでございました。

午後３時３３分 散会